

厚生文教常任委員会

令和 6 年 9 月 9 日

葛 城 市 議 会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和6年9月9日(月) 午前9時30分 開会
午後3時50分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本 浩
副委員長	柴 田 三 乃
委 員	坂 本 剛 司
〃	杉 本 訓 規
〃	梨 本 洪 珪
〃	松 林 謙 司
〃	増 田 順 弘

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 長	川 村 優 子
議 員	西 川 善 浩
〃	吉 村 始
〃	谷 原 一 安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿 本 剛 也
市民生活部長	西 川 勝 也
保険課長	増 井 朋 子
保健福祉部長	中 井 智 恵
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
こども未来創造部長	葛 本 章 子
こども未来課長	西 川 修
教育部長	勝 眞 由 美
学校教育課長	森 本 欣 樹
上下水道部長	井 邑 陽 一
下水道課長	稲 田 恭 一
〃 補佐	奥 村 卓 史

水道課長	奥 田 雅 彦
〃 補佐	西 川 基 之

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	神 橋 秀 幸
〃	西 邨 さくら

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

- 議第47号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 議第48号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 議第49号 奈良広域水質検査センター組合の解散について
- 議第50号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （1）就学前児童の保育と教育に関する事項について
- （2）下水道事業の経営戦略に関する事項について
- （3）部活動に関する事項について
- （4）葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告に関する事項について

開 会 午前9時30分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開催いたします。

皆さん、おはようございます。早朝よりご参集いただきまして、ありがとうございます。9月になりましたけども、まだまだ今日も昼間も猛暑日ということが予想されているこういう気候でございますけれども、ちょっと余談になりますけど、私は生まれてからずっと新庄中学校の横に住まいをさせていただいています。こういう季節になって学校が始まりますと、子どもたちの声が大きく聞こえてまいりまして、とても子どもたちの元気な様子を伺いながら私自身も元気がもらえるという、恵まれているのかなというふうについて感じて朝を始めさせていただいております。子どもたちに負けないように、今日も活発にご議論をいただくことをお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

発言される場合、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立をいただき、マイクを近づけて発言されるようお願いいたします。

葛城市議会でのマスクの着用につきましては個人の意思に委ねられています。マスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

前後しましたが、委員外議員をご紹介します。私から向かって、西川議員、吉村議員、谷原議員。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第47号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてを議題いたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西川市民生活部長。

西川市民生活部長 皆さん、おはようございます。市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

議第47号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて説明をさせていただきます。

本改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正法の公布により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることとなりました。それに伴う各関係法令の改正がなされることから、葛城市国民健康保険条例においても、被保険者証に関する文言等について所要の改正を行うものでございます。お手元の新旧対照表をご覧ください。

第10条法第9条「第9項」を「第5項」に、「若しくは」の部分「又は」に、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は」の部分「においては、その者に対し」と、それぞれ改正するものでございます。

施行期日は令和6年12月2日からです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松林委員。

松林委員 これはマイナンバーカードに移行するということで、令和7年7月31日まで、現在、保険証を使ってる、までは使えるんです。その後は資格証明書というこういうものが発行されると思うんですけども、これ現在、マイナンバーカードを取得される人のうちの社会保険のほうは分かんと思うんですけども、国民保険証とひもづけされている人は何人ぐらいおられるのかと、そしてまた資格証明書の発行が将来的に必要とされる人数、マイナンバーカードとひもづけされている人と最初からマイナンバーカード自体を持っていない人のそういう人数とか、そういうなんが分かったら教えていただけますか。

藤井本委員長 今日現在ということになりますよね。分かっている時点現在でということで、12月は分かりませんので、分かっている時点現在でお答えください。

増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、マイナ保険証のひもづけをされている方の割合になるんですけども、今分かっているのが令和6年6月診療分ということでございます。6月で保険証に登録されているのは、葛城市の国保では62%の方が登録をされておられます。それから、今お手元に交付させていただいている保険証は令和7年7月31日まで使っていただける保険証なんですけれども、それ以降についてはマイナ保険証を持っておられる方はマイナ保険証をご利用いただく、マイナ保険証を持っていない、マイナンバーカードを持っていないという方につきましては資格確認書をお送りすることになっております。その資格確認書につきましては、まだ具体的にいつというのは決まっておりません。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 マイナンバーカードを取得していない人は何人ぐらいおられるか、分かったら教えていただけますか。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 登録されている方が62%ですので、約2,700人がまだ登録をされていないということになります。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 さっきのんで2回になるんですか。こんで3回目。6,200人、38%ということで、あと資格証明書を送付される方、この方というのは、もう本人から行政のほうに申請するんかどうかということをちょっとお聞きしたかったんですけど。

藤井本委員長 それについてはお答えください。

増井課長。

増井保険課長 資格確認書をお送りするのは、持っておられない方とか使わないという方になるんで

すけれども、持っておられない方については職権で交付するということになっております。

藤井本委員長 申請は要んでも送られるのかという、そういうお答えをください。

増井課長。

増井保険課長 はい。申請なくとも、市のほうからお送りします。

藤井本委員長 ということですね。よろしいか。ほかに。

柴田副委員長。

柴田副委員長 ちょっとお聞きしたいんですけど、先ほど令和7年7月まで今の保険証は使えるということなんですけれども、もうひもづけされてるマイナ保険証を持ってて、その紙との併用というのはできるのかどうかというのと、それから今度は受入先の医療機関のことなんですけれども、このシステムが必要ですね、その読み取る。それが今現在、葛城市の医療機関ではどういう状況になっているのか、全機関がもう備え付けられているのか、まだのところもあるのかというのをちょっと聞かせてください。

藤井本委員長 1問目は、12月2日で変わるけども、もう既にひもづけされてるけど、健康保険証そのものが来年の7月まで使えるということですよ。だから健康保険証を持っていても、ひもづけされている方がマイナンバーカードを持っていてもどっちでもいいのかと。

増井課長。

増井保険課長 7月31日までは保険証は有効ですので、保険証を提示してもマイナ保険証で受付をしても、それはどちらでもいけます。

もう1点の、病院での医療機関での準備ができてるかということなんですけど、はっきりどれだけというの分からないですけれども、大方で使えるように準備ができているというふうに聞いています。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 ありがとうございます。どちらでも使えるということで、今日はこっちとか次は紙とかということも可能であるというふうに捉えていいのかなと思うんですけれども、あと医療機関のほうで設置とかはオンライン資格認定というのが必要で申請されると思うんですけれども、その設置場所と言ったらおかしいですけど、いろんな方が基本ちょっと体調の悪い方とかいろんな方が来られると思うんですけれども、その設置場所というか、何かこう便利のようにいうたらおかしいですけども、支障のないように、あれって顔認証か何か自分で操作しないといけないと思うんですけれども、なかなか高齢者の方とか障がいを持っていらっしゃる方は難しいとは思いますが、その設置場所の、どういうふうに設置しなさいよとかというのは、市からとかでも指導みたいなものは医療機関にされるということはあるんでしょうか。

藤井本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 今回、国民健康保険証についてご協議いただいていると思うんですけども、国のほうで全ての保険証がもうなくなりますよという法律に変わっているんです。その中で、国保に限らず全てのそういうふうに使っていただきたいということが国のほうで示されておりますので、その辺については、国のほうでそういうふうなここに設置とかそういうふうななんが出

てくるのではないかなというようには思っておるんですけども。

藤井本委員長 そういうガイドライン的には出てくるとすれば国から出すもんやと、そういうお話ですね。いいですか。ほかに。

杉本委員。

杉本委員 ちょっと窓口で聞いてもよかったんやけど、機械に関して、おおむねやったらあかんような気がするんですけど、その辺どないされるんですかね。変えていって、どうされるんですか。今、ご答弁でおおむね設置されていると言われたんで、これ100じゃないとおかしい話になってくと思うんですけども、その辺の、誰が見るんですかね。先ほどおっしゃったように、国がやってくれて感じやけど、困るのは市民の皆さんじゃないですか。その辺の見解はどう考えられているんですかね。

藤井本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 ちょっと今この場でどうやこうやというのは言えませんので、またその辺も調べさせていただいてお答えさせていただけたらと思います。今、委員おっしゃっていただいているように、やはりそういうふうには保険証がそういうのに移行するのであれば、全ての医療機関でそういうふうな設置してもらうというのが通常でございますので、その辺もちょっと確認のほうはさせていただきたいと思います。

藤井本委員長 じゃあ、それはよろしく願います。ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方おられますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第47号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここでお諮りをいたします。

議第48号から議第50号までの3議案につきましては、奈良広域水質検査センター組合の解散に関係することでございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することにいたします。

それでは、議第48号から議第50号までの3議案を一括議題といたします。

この３議案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 改めまして、おはようございます。上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま議題となりました議第48号から議第50号までの３議案を一括してご説明申し上げます。

まず、議第48号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更につきまして、改正理由及び改正内容につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第286条第１項の規定により、奈良広域水質検査センター組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

奈良広域水質検査センター組合は、水道水質の検査業務に関する事務を共同処理するために、平成７年４月に設立され、水道水質検査を実施してまいりましたが、令和６年11月に奈良県広域水道企業団が設立予定であり、同企業団に参加しない団体の本市と簡易水道事業の11村になりますが、その参加しない団体の水道事業に係る水道水質検査の実施についても協議した結果、同企業団において実施されることを確認し、組合の全構成団体の水道水質検査の実施体制が確保されたことから、同企業団の水道事業の開始に伴い、令和７年３月31日での解散を予定しており、事務の継承を行うために規約の変更が必要となります。

新旧対照表をご覧ください。第17条の次に第18条として、組合の解散に伴う事務の継承については組合市町村が議会の議決を経てする協議をもって定めると、解散による事務の継承の規定を新設するものでございます。施行期日は、奈良県知事の許可のあった日でございます。

次に、議第49号、奈良広域水質検査センター組合の解散につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、奈良広域水質検査センター組合の解散について、地方自治法第288条の規定により構成団体の協議により定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

奈良広域水質検査センター組合の解散に関する協議書をご覧ください。第１条では、奈良広域水質検査センター組合の解散として、奈良広域水質検査センター組合は令和７年３月31日をもって解散するとし、第２条では事務の継承について、第１項に歳計現金の精算について、第２項に残余金の交付について、第３項及び第４項では文書並びに図書及び文献類の取扱いについて、第５項及び第６項では決算の取扱いについてのそれぞれ記載がございました。

最後に、議第50号、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により構成団体の協議により定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

奈良広域水質検査センター組合の財産処分に関する協議書をご覧ください。第１条では、

財政調整基金の配分について、財政調整基金は構成団体の負担割合に応じて配分するとしています。第2条では物品の譲与について、物品は企業団に無償譲与するとしています。第3条では退職手当支給事務負担金還付金について、還付金は企業団に引き継ぐとしています。

以上で説明いたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本3議案に対する一括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 奈良広域水質検査センター、これにつきましては各水道事業の検査を担っていただいているということで、企業団の設立によって解散をすると、こういう説明でございました。解散をして企業団に事業を継承していただくということなんですけども、それに至った経緯、ほかの方法はなかったんですかね。この方法しかなかったというふうに認識していいんですか、ほかの方法。例えば残しておいて、それだけを独立させて、未加入の水道事業者も、そこに委託をすると、同じ立場でその水質検査センターを利用するというふうな考え方という方法はなかったのか、ちょっとお尋ねをします。

藤井本委員長 議論の経過やね、ここに至った。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。ただいまのご質問です。

ここに至るまでの経緯につきましては、当然、企業団に参加する団体につきましては、その企業団内部に水質検査組織をつくりますので、そこで検査できますので、その検査を実施する。これは当然の流れだと思うんですけども、一方、参加しない葛城市と簡易水道事業を行っている11の村、そちらのほうの水質検査をどうするかというのも協議をされた結果、全団体が企業団に委ねるところで決着を持ちました。本市におきましても、民間委託する方法であったり、奈良市にある協力をお願いする方法であったりいろいろ検討をいたしましたけども、費用面でも結果的にこちらのほうは有利であるということで、葛城市におきましても同企業団に委託をお願いするという形で決定させていただいた次第でございます。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。企業団にとっては便利な手法かなというふうには思うんですけども、一方未加入といいますか。企業団に入らない市町村にとっては、どういうふうなコストで利用されるのかという心配なところがあります。先に聞いたらよかったんですけども、ほかの都道府県でも企業団を設立されて、こういう水質検査業務をどういう形で持っておられるのか。奈良県と同じように、もう企業団設立とともにそこに水質検査センターも同じ組織の中で運営されるのか、いやいやそれはそれこれはこれで事業運営されてんのか、ほかの都道府県の事例は分かりますかね。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田水道課長 水道課の奥田です。よろしくお願いいたします。

ただいま、ほかの府県についての水質検査の状況というところですけども、やはりこの企

業団を設立されているところにつきましては、企業の中の水質検査部門を設けられて、そこで検査されているというケースがございます。あと、その水質検査項目にもよるんですけども、民間の水質検査機関に委託されているケースであったりですとか、あとは一部保健所とかに依頼しているケース、そういうケースがございます。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。企業団設立されたら、大体の都道府県においては企業団にその水質検査センターを持っていかれて、それを利用されているという事例が多い、ほとんどそうであると、こういうふうに解釈をいたしました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに質疑ございませんか。

杉本委員。

杉本委員 聞き逃してたら申し訳ないですけど、これ解散のことを今説明されたけど、次からここに委託するのと今言われたような気がするんですけど、それどこで決まってるんですかね。これからどうされるんですかという話になってその話が出てくるんやったら分かんねけど、もうここに委託するんでしょうけど、今までこの水質センターでやってもうてたこと、どういうことをやってたのかと、ほんでこれからどうするのかというのを、ほんでこれから民間に委託されているところもあるという話じゃないですか。それは全部ここに委託するのか、その辺どういう傾向になんのかお願いしていいですか。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田水道課長 水道課の奥田です。

今後のうちの水質検査、どういう形で行かしてもらおうかというところですけども、現在多くの項目で水質検査させていただいていまして、例えば全項目であると51項目であったり、省略不可項目であると21項目であったりとか、あと農薬類があったりとか、いろいろな項目があるんですが、それについては今後は全て水質検査センター組合において委託していただいた中で検査を行っていく形を取らせてもらう予定でございます。企業団に対して検査をお願いするという形になっていきます。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 それ、奈良市も同じくですか。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田水道課長 奈良市につきましては自前の水質検査部門をお持ちなので、奈良市は自分のところでやられるのと、一部どうしてもできない部分については民間のほうに委託されるとお聞きしております。

以上です。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。

柴田副委員長。

柴田副委員長 お願いします。企業団に移るということなんですけれども、今までの多分葛城市の

データがあると思うんですけども、それは解散後も保管されて、それでどれぐらい保管されてるのかと、それから葛城市がそのデータにアクセスできるのかどうかというのをちょっと聞かせてください。

藤井本委員長 奥田水道課長。

奥田水道課長 水道課の奥田です。

データですけども、うちのほうにつきましては当然、検査が済みましたら、紙ベースとしての水質検査の結果が来ますので、それはうちのほうではとにかく保管をしているというところでございます。

あと、今後そのデータを引き継ぐというところですけども、どうしてもその水質の文書に関わる課題というか、その情報公開等の対応が出てくる場合があるということで、葛城市の分についても企業団がそのまま保有されるというところでございます。

あと、その向こうのデータベースにアクセスできるかというところですけど、恐らくその部分については聞いておりませんけども、一応口頭ではうちのデータ、以前のデータはどうなったという話で問い合わせたときには全て口頭では回答していただけますけども、そのシステムに対してそのアクセスというのは恐らく難しいのではないかなと考えております。

以上です。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

ただいまの課長の答弁につきまして一部訂正させていただきます。お手元にお持ちの解散に関する協議書をご覧くださいませでしょうか。その第2条第4項におきまして、別表に掲げる団体以外というのがこれが葛城市に該当いたしますが、その構成団体に係る「水質検査に係る文書（電子データを含む。）については、当該組合構成団体に引き継ぐ」とされておりますので、葛城市に引き継がれてそのデータは本市において所有するという形になります。

以上です。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 じゃあ今までのデータは市に移ってくるということの理解でいいですね。それ以降の委託された場合のデータというのは、どういうふうな形で市のほうに、何というのかな、市がそこにアクセスできるのか、また紙ベースでまたいただいてそれを保管するという同じような形を取っていかれるのかだけお願いします。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 来年4月以降の水質検査の結果のデータにつきましては本市にまいります。ですので、本市のほうでデータと紙、今のところ紙が来てますので、紙とデータはうちの本市のほうに送付されて葛城市がそれを持つという形になります。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。よろしいか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第48号議案について討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないので、討論を終結いたします。

これより、議第48号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第49号議案について討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第49号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第50号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第50号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

次に、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

それでは、職員入替えのため、10分間休憩いたします。午前10時15分から再開いたします。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時15分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

初めに、1、就学前児童の保育と教育に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、内容として2点ございます。

まず初めに、延長保育料の返金状況について、理事者より報告をお願いいたします。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。おはようございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、延長保育料の返還状況についてご報告させていただきます。

令和6年6月の議会におきまして報告させていただきました延長保育料返還状況のその後についてご報告させていただきます。対象となりました155世帯、児童数にして178名、合計金額88万1,500円の返還作業が7月の末に全て終了いたしました。ここに至るまで皆様方には心配とご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことが起こらぬよう細心の注意を払いながら事務執行に当たるよう徹底してまいりたいと思います。

延長保育料の返還に関しての報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 質疑をいただく前に、現状についてはもう完結したという報告なので、それはそれでいいんですけども、前の委員会の中でこの件についての経緯とか、それとか法令審査会でのご検討とか、そういったところの話も出たと思うんです。まだ質疑が出てないですけども、その辺も先にご説明、6月議会の延長になりますので、もう完了したという現状についてはよく分かりましたので、そこらをちょっとお話ししていただけたらありがたいんですけども。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川です。よろしくお願いいたします。

経緯につきましては、従前説明させていただいてはおりますが、改めて簡潔に申し上げたいと思います。

まず、昨年の年末、令和5年の12月の末になりますが、令和6年度から開始させていただきました第2子の無償化のための条例改正をするに当たり、条例の内容を確認している時点で、延長保育料が徴収できない状況であるということを確認いたしました。これを踏まえて、12月末には市長のほうには報告、市長のほうからは、本来あるべき条例を作成するよう指示をいただきました。年が明けてはございますが、延長保育料が徴収できない条例になっているということを1月の中旬、下旬にわたりまして、厚生文教常任委員会の委員長並びに議長、副議長にも報告はさせていただきました。その後ではございますが、ご報告させていただきご相談させていただいた結果を得まして、返還金については令和6年度当初予算で計上し、審議を経て返還するということで、3月議会に諮らせていただいた次第でございます。議会終了後、3月28日であったかと思いますが、保護者へのその旨の通知と同時にプレス発表も行わせていただきました。それ以降ではございますが、4月24日でございます。対象となった世帯に対しまして、金額並びにどれぐらい利用した日数等を書かせていただいた通知を4月24日に送付させていただいております。それに関しましてのお問合せは3件ほどございました。

まず自分が対象になっているのかどうかといったことや、保育料に未収があるのでその場合はどうなるのか、またその通知は利用したことがある方だけに通知しているのか、保育所に通われている方に通知しているのかといった、内容的にはその3件程度であったとございます。4月24日に金額の通知をさせていただき、約1か月後の5月28日から返還振込作業をさせていただきました。最終的に7月16日であったと思いますが、支払いが全て完了しております。

一連の流れに関しましては以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 私1人しゃべることになっちゃうんで、副市長、6月議会で先ほど申し上げた法令審査会のこととか、皆さん方ご意見出たと思うんですよ。もうこれ終わったということやから、委員会としても早く終わりたいねんけども、返還が終わりましたよというだけで、職員が事務としてはそれで終わるわけやけども、もうこれでよかったのかという、もう何遍も申し上げますが、委員会としてはもうこの話は早く終わりたいいう中での考え方というか、その辺を副市長お答えください。

東副市長。

東 副市長 東でございます。ただいまの委員長からのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まずもって、3月の議会ですか、あのときにも市長ないし私のほうからご答弁を回答させていただいたとおりでございまして、その間違っただけをここでちょっと言えないので、その回答についてはその当時申し上げたとおりでございますというご理解を賜りたいなというふうに思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 議長。

川村議長 私、委員長のほうから、6月の厚生文教常任委員会でこの案件が出ました折には、この間の一般質問も吉村議員のほうからもいろいろとそこご指摘についてもありましたけれども、自分、この委員会の中で省みるところ、6月の厚生文教常任委員会でございました。その中でこの件が出ましたので、改めて、私はその調査のことについて副市長にお願いをしたという経緯があると思いますが、それはご確認いただいていると思います。その中で、本来、これは悪質な不正であるというふうなことは、私自身、私見としてそういうことはもうないというふうには思ってるんですけども、本来取らなければならない延長保育料を取ったから返還しますねんと、その議論ではないんですよ。この市の施策として、それに逸する条例をまず議会に上程したと、その逸する条例をそこでチェック機能が非常に曖昧な状態であったと、それで今回の事案は起きたわけですので、もちろんそのことについて弁護士等にいろいろ確認をいただいて問題ないということも聞いてますから、監査請求ということも一部議員の中から出ましたので、私も議長としてこの件につきましてはいろんな議員の意見を尊重した上で、そういった意見が出て以上、今のよう、取ってましたから返還しました、過去に副市長はそれについて調査をしますと、その調査をしますという答弁がありましたので待っていたと。私自身、もうちょっと詳しい書面ででもきちっと報告あるもんだというふう

に思っていましたので、今回、委員長も同じ思いでそういうふうな返答を待っていただいたと思うんですね。ちょっと、本来、私が先ほど申し上げましたように、市の政策として、それと違う条例を上程したというところから、やっぱりその市の責任、簡単に今までのやってたことをポイっと取らないことになってますねん、何かえらいことしましたと、それはうっかりミスみたいな、そういうことで、それについて悪質であるということは私は思ってません。だから、この悪質なことについてただすということではないんです。ただ、これで、今やっぱりそういうことから法令審査会等できちっとこういうことを図った経緯については、一定議会のほうに説明をしてもらわんと、もうこれはもう当然、議会に対する説明責任というのはあると思うので、もうちょっと返答の内容をしっかりと踏まえた上で報告をいただきたいというふうに思ってます。そこに、委員長も今その報告をいただいて、これから議事進行、皆さんの意見を聞いていただいたらいいんですけれども、監査請求まですると多分言うてはる議員いらっしゃったと思うので、そこまでに至るのかということになってきますと、これ議会としての問題になるので、監査請求をするべきかしないべきかというのは、その後でもうきちっと報告があったらそこまでに至らない、中身を知っていくプロセスが今ちょっとあまりにも希薄であるというふうに私は思いますので、ちょっとその内容については、返還が終わりましたという問題ではないんです、これは。何でここだけが市の政策と違うのかというところが問題なので、そこについてやっぱりきちっとこれは議会に書面なりで報告をいただきたいというふうに私は思って待ってるところなんです、今日このタイミングでこの話が出てますので、これからそのような報告をしていただけるのかどうか、委員長もそれも確認をしていただきたいというふうに思います。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。今の川村議長のことについてお答えをさせていただきたいと思います。

議長おっしゃるとおりでございます。我々も一生懸命日々やって事務をつかさどっている中において、こういったことが起こったというのは大変遺憾に思いますし、反省をしておるところでございます。今後このようなことが絶対起きてはならないという厳しい姿勢で、今後取り組むように職員には指示もしておりますし、日々頑張っておるところでございます。

議長ご指摘の、その文書で回答、今、課長のほうからも経緯のほうはご説明したかなと思うんですけれども、それらも含めまして、文書をもちまして、再度、お答えを議会のほうに出していただけたらなと思っておりますので、ご理解賜れたらと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 6月議会で話が出ていた件でございます。事務のほうで回収していただいたということは、これはこれで皆さん分かっていると思いますが、そっちのほうよろしく願います。

先に私のほうから質問をさせていただきましたけども、申し訳ないでした。

それでは、今のご説明につきまして、委員の皆さん方のご質問ございませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 よろしく申し上げます。今の副市長の答弁の中で、何か書面でというようなことをお答え

になったと思うんです。6月議会の議事録を見てますと、まだ返還中であって完璧にまだ終わってるところではないので、一応その辺りに関しては人事課とも相談しておりますので、いましばらくお待ちいただいて、検討ということでご理解賜れたらなということでご答弁いただいたと思うんです。私そのときに、職員の懲罰を求めているわけではないですよと、この予算的に空いた穴のこの措置に関してどういうふうに考えていらっしゃるんですかということをお聞きしたと思うんです。ですので、その辺り書面でいただけるというのは、どの範囲のことをおっしゃってるのかということをお聞きさせていただきますか。いつぐらいの時期に、それを議会のほうにお示しいただけるのかも教えてください。

藤井本委員長 副市長。

東 副市長 ただいまの梨本委員のご質問にお答えをしたいと思います。

書面でのその時期等でございますけれども、例えば先ほどから出ておりますとおり、2名の方の弁護士のほうにもお聞きをしたら、問題ないというような回答もいただいておりますのでございますけれども、それらも含めまして、時期がいつなのかというのはちょっとここで正確には申し上げることはできませんけれども、近いうちに書面で報告できたらというふうに思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 近いうちに書面でということなんですけれども、これもう発覚してから、昨年12月からですから、もう約9か月ここまで経っていると思うんですね。その間いろんな返還措置がまず優先だと私も思いますんで、市民の方にご迷惑かけてはいけないということは分かるんですけれども、近いうちにというふうに言われますと、これ近いうちはいつの話なのかなというところに関して、やっぱり早く、先ほど委員長もおっしゃられてるように、早い段階で私は決断をするということが大事なのではないかなというふうに思っています。

弁護士2名に聞かれたというのは分かるんですけれども、私これ一般質問でも言ってますけれども、内部調査とか、こちらに近い弁護士に聞く報告というのは、それが本当に客観的なものなのかなということに対して少し判断基準に乏しいのかなというふうに思いますので、例えば監査という言葉も出てます。私もこれが監査にかかるのがいいのかどうか分かりませんが、しっかりとそういったこともやっていこうということであれば、市長の要求に基づく監査請求権、これも地方自治法で認められています。議会の要求による監査請求というのも、これも地方自治法で認められてるわけです。ですので、こんな議会から監査請求するのは私ちょっと格好悪いと思うんですよ。それであるならば、きちっと行政のほうで、そういったものも含めて第三者的に判断してもらって、問題ありませんでしたという報告を議会にいただくというのが私は非常にスムーズな考え方かなというか、そういうことをしていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

藤井本委員長 理事者はないですか。ほかに。

松林委員。

松林委員 延長保育料を取り過ぎたということで、それで返還済みしましたということで、また書面を出されるということなんですけど、この再発防止です。これ、いろんな解釈、判断によるかなと思うんですけども、やはりそこらはなぜこういうことが起こったのか、今後この再発防止に向けて取り組んでいきますということをやっぱり書面の中でも提示していただくことが、これは非常に大事ではなかろうかな。すいませんだけでは分かりませんから、今後いろんなことが出てきますんで、再発防止の部分も含めてで謝罪をしていただくことは非常に大事かなと、私はこのように思います。意見だけです。

藤井本委員長 副市長。

東 副市長 ただいまの松林委員のご意見にお答えをさせていただきたいと思いますが、それらも含めまして、やはり再発防止という観点からです。先ほど私が答弁しておるのと重複するかもわかりませんが、やはり再発防止というものは徹底しておかなければならないというふうに思っておりますので、それらも含めまして文書をもって報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようなんですけども、この件につきましては、事務的に迅速にやっていただいたことについては、それはその評価をしたいと思います。これ早く完結したいというわけで、今、副市長のほうから近いうちにということがございました。近いうちにというのはいつまでやというご意見もあるわけなんですけども、私のほうからこれは6月議会で今回もう終われるはずであったというふうな認識も持っておりますので、その近いうちというのをなるべく早く、できればこの9月議会中にでも出していただけるぐらいの、それぐらいの近いうちということでお願いしたいということ。

杉本委員。

杉本委員 混乱はなかったんですかね。返される側もええってなったような気がするし、今使ってはる方もええってなるような気がするんですけども、その市民の反応ですよ。これはちょっとイレギュラーなことなんで、その辺の結果といいますか、その辺をちょっとお聞きしたいのと、再発防止もそうなんですけど、僕ちょっとよく分かんないからあんまり聞かなかった、何でこうなったかが大事なような気したんですよ。やっぱり、これ全部条例とかひもづいているところ全部チェックされてるような気がするんですけど、なぜここだけ抜けたんか、最大に疑問なんです。だからこそ、僕はもうこれを機にもう延長保育料ゼロでいいんじゃないのと思ってたんですけど、あえてもう前は僕反対しませんでしたけども、これ何でこうなったんか、あんまりよく分かんないですし、今のご答弁聞いてても、再三の注意が対抗策なんかというのがよく分かんないですよ。今までも再三の注意をされてると思うんです。ちょっと物理的というか、ちょっとうまいこと言えないかもわかんないですけども、なぜこうなったかというのも今、答えられる範囲で答えられるんやったらいいですけども、その文面で示されたら文面に示されたらいいと思うんですけども、僕はそこが最大に気になる

るところなんで、その辺もお願いしておきたいと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、1点目の市民の皆様からのお問合せについてご質問だったかと思います。先ほど少し申し上げさせてもらいましたが、この件についてのお問合せは3件ございました。内容は、まず1点目、返還対象者に案内を送っているのか、利用したことがある方全てに案内を送っているのか、そのような問合せ含めて3件がございました。特に混乱等のこともございませんでした。もちろん払い過ぎた分が返ってくるということもあったかと思いますが、返還に至った経緯、事務の流れについては、その点では一定ご理解いただけたのではないかなというふうには感じております。

それから、そもそもじゃあなぜこのようなことになったのかということではございます。

まず、令和元年だったと思います。10月に、3歳以上の保育料、幼稚園に係る保育料が無償化になった際、延長保育料を無償化に、保育料無償化イコールそのときまでは延長保育料も無償になりますよという条例でございました。そのときに、延長保育料は国から示された指針によりますと、保育料が無償化になったとしても延長保育料は取りなさいよという指針でございました。それに従いまして、従来どおり、住民税の非課税世帯であったりとか生活保護世帯である方に関しては従来どおり無償化、以外に関しては延長保育料は徴収しようという方向で条例を改正すべきだったんですけども、その延長保育料を徴収できる条例内容とはなっていなかったということでございます。ただ、条例はそうようになってたんですが、職員の思い込みもあったと思います。従来どおり延長保育料は取るものとして徴収していた。しかしながら、この4月から始めました2子目無償化を始めるに当たり、再度その条例を見直すということになった結果、あれ、おかしいなというようなことが発覚し、今のような現状に至った次第でございます。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 混乱はなかったという、現場レベルでもなかったという判断でよろしいですね。その今、経緯は分かる。何回も聞いてるから分かるんですけども、例えばいろんな条例できたときに、これ何で変えんのと僕も分からんながら見たときに、ああここにひっついてるからこれ変えやなあかんねんという認識なんです、僕。ほんなら、あの条例も、つくってるときに、この対象はこうなのというプロの方々何人かが見てる、その何人かしか見てなかったからそうなっちゃったのかどうか、その改善策というのはそこにあると思うんです。今こんだけ、実はあれやったのは1人なんですと、次から2人に増やします、これやったら意味分かるんですけども、全員で見てあかんかったら、次、全員で見てあかんというたら言い方悪いんですけども、そこを今ちょっと多分答えられへんと思うんですけども、具体的にちょっと教えてほしいと思うのが1個。ちょっと僕さっきから気になってるんですけど、払い過ぎという表現でいいんですかね。払わなくていいもんを払ってたということで、払い過ぎじゃないですよね。そこはちょっと訂正していただきたい。払い過ぎと言われたら、何というかな、払

ってる人がちょっと多めに払ったということやからね。そこはちょっと僕の認識が違うと思うんでお願いしたいと。その経緯と対策というのは、もうちょっと具体的にというか、何でこうなったかというのも、何か今の話は経緯は分かったんですけども、あんまり内容が分かってなかったんで、それも文面で表せんねやったら表してもらったらいと思います。じゃないとまた同じこと起こるのと違うのとなったらあまり意味がないんで、せっかく、せっかくって言い方悪いですけども、どうせやったらこれをしっかりと糧にして次に生かしていただきたいなと思います。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

先ほどの払い過ぎというところは訂正させていただきたいと思います。本来取らなくていいものを徴収したということでよろしくお願いいたします。失礼しました。

藤井本委員長 もう1件は、副市長。

東 副市長 ただいまの杉本委員のご質問でございますけど、具体的にということでございますので、それらも踏まえまして文書できっちり分かるようにお示しできたらなと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

藤井本委員長 ほかにないですか。

増田委員。

増田委員 ここでいろいろと意見出て、私、聞いててタイミング逃したという運びやったんかなと、私ちょっとこれ失礼ですけども、委員長にちょっとお願いしたいんですけど、これ議長のほうから、こういう最終的なこの件に関する市の答弁を文書でもらうと。こういうお願いをしていたいただいた、これ結構なことやと思うんです。それで終わっちゃってるんですよ、私の頭の中では。だから、杉本委員とかがご質問された内容とかがあって議長のほうからのご提案があったらよかったんですけども、もうそれ行っちゃってしまったんで、内容に至れなかったというのがちょっと委員として残念やったなという気がする。

藤井本委員長 これは、6月議会のときに監査請求までの話が出た、それは私から委員会として議長に出してる。しかし、材料が出せるという材料が出てないので、それを早く出してくださいというお願いをしてるという流れでございます。

増田委員 それは十分分かってるんですわ。このそのテーマに対して、これ調査案件に対して、そのお話は後からしてほしかったというのが委員としての意見なんです。もうこれ、その6月議会のときにこうやったということを出してしまうと、調査案件のその質疑がもう止まっちゃってしまったんです、私の頭の中ではね。杉本委員もいろいろと質問されました。これ、順番からいくとそういう質問をされるというのは当然なんですけど、今ご答弁あったように、いやそれは文書で出しますになっちゃうと質疑になってないし、質問できへんなというふうな状況かなと、私、個人的には感じたんで、ちょっとその議論があって意見があった後に、6月があるんで、最終的な市としてのこの件に関する後始末は文書でくださいねというしまい方のほうが、私は委員も意見出しやすかったんかなというふうに感じましたんで。

藤井本委員長 今の増田委員の話というのは、私のこの委員会の議事の進め方をおっしゃってるんやと思います。私としては、6月議会で言われたことなので、次の説明のときに9月の冒頭で説明をしていただくのが、触れていただくのが当然だということで、最初のご説明の中で、これは部署で答える、事務的なところは答えていただきましたけども、それ以外のところが漏れていたという意味合いで、それはどうなっていましたかと、待ってたんですよという意味合いで先に申し上げたところでございます。進め方、何がどちらがよかったのかということについては、増田委員にもご指摘をいただいて顧みたいと思いますけども、私としてはそういう意味合いで議論を進めたいということを皆さん方でご理解をいただきたいと思います。議論の進め方に時間取りたくないんで、ご理解いただいたでしょうか。

この件に関して、今おっしゃったように、確かに私が先にしゃべってしまったので質疑はしにくかったというところがあるかと思います。これについては自分自身もこれから考えなければならないと思いますけども、ほかに質疑ないですか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 長い間いろいろ議論なり、いろんなご説明を聞かせていただいたんですけど、もともと論で、条例つくるときにそのちゃんとしたこの方向で行くよということで条例つくってらっしゃると思うんですけども、そのときに延長保育はゼロとしてその条例をつくられたのか、本来なら延長保育をちゃんと徴収しますよという目的でつくられてたのにもかかわらず、条例自体がゼロの状態になってたのかというところは、もうはっきりさせていただきたいなと思うんですよ。そうでないと、結局は徴収するという目的でつくられてたのにもかかわらず、それが間違いであって、それで条例自体が延長保育取ってはいけないとなってたのに取って、それをまたもらってということであれば、その今、返還した分というのは損失になるわけですね。だから、その辺りははっきりと市のほうでも、どういうふうに考えていらっしゃるのかというのをはっきりと今回聞かせていただきたいと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、延長保育料につきましては、先ほど少し申し上げましたが、国の示された指針に基づいて、延長保育料は保育料が無償になったとしても取るべきものとして示されておりましたので、もちろん担当課としてもそのとおり従って取る予定であったはずでございます。ただ、その当時、恐らくですが、2子目の無償化を先行する条例の改正に、恐らくそちらに力といいますか、注視がそちらに行ったことで、延長保育料のところまでまず読み砕く力が及んでいなかったのではないかなというふうに感じております。

以上です。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 ということは、条例をつくるときは取るべきということで条例をつくられたのにもかかわらず、その条例自体に誤りがあるということですね。それをまた誤って取り違えて徴収してしまったということになるわけですね。そうすると、やっぱりそれは本来なら取るべきものを、あとややこしいんですけど、取るべきものを取ってたんだけど、条例自体

はゼロ、ゼロというか取ってはいけないということになったので、それを取ってたものを返さなくてはいけなくなったということですよね。ということは、やはりそれは本来市に入るべきものが入ってこなかったという結果になるのではないのかなと思うんですけども、その辺りをちゃんと誰が責任これ取るんですかということですよ。そこの辺りを、もし市長、何かこれについてお考えなり、これからどうするかということあるんでしたら聞かせていただきたいと思います。

藤井本委員長 市長。

阿古市長 3月のこの条例改正のときも、それで予算委員会のときも、実はこの件につきましては答弁をさせていただいております。ですので、同じことを言うことになりますので控えますけれども、これはもう法律的に問題はないということは先ほど申し上げたとおりでございます。

その中で、議長がおっしゃいました部分、なぜこれ法令審査会を通ったのかというところが一番気にされてる部分やと思いますので、その部分につきましてたしか6月議会にご指摘をいただいた。その経緯、その他につきましては3月議会でかなりの時間で審議をいただいておりますので、その答弁は変わらないと考えております。その事務的な経緯につきましては、副市長が申し上げましたとおり、書面におきまして報告をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 私も今ちょっと3月の市長の答弁を見させていただいてるんですけども、私、市長の認識がちょっと誤っていらっしゃるんじゃないのかなというふうに思ってるんですよ。というのは、読み上げますけれど、「市に対しての損害の話をおっしゃってますけれども、こちらのほうは本来取ってはいけないお金を取ったということです。お返しする分については損害は発生しないというのが弁護士の判断でございます」とおっしゃってるんですけども、これは、その条例が取ってはいけないということになったのに取ってたので、それをお返しするからいいですよというお話なんですけど、その前段階で、本来は取るべきものを間違っって条例をつくって、そして取って、またその条例に合わせてお返ししたということだから、これは本当に損失を生んでるわけなんです。だから、それはもう市長の見解が私はすごく間違ってると思うんですが、それもうちょっと本当に考えていただきたいところなんです。前段階に戻ってしっかりと本当に考えていただきたいことです。もうこれで、取りあえず私の意見はそれです。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 3月議会の市長の答弁で、それが委員会で多分納得できなかったから、だから監査請求したらどうですかとかという意見が委員の方から出てきたと思うんですよ。ちょっと先ほどにも戻るんですけども、そういうことも含めて、私も6月議会に、道義的にやっぱりこういったところに関してはきちっと整理されたほうがいいということで、先ほども市からもその監査の請求はできますよと、市長からできますよということを申し上げているわけです。な

ので、その辺が議会と対立するんであれば、議会としての対応をしなければいけないということになると思うんですけども、副市長は先ほど近いうちに文書をもってということなんで、それをまずは待つということが必要かとは思いますが、どう考えても、これ市民の方、公平性に欠けるような措置をしたわけですよ。これに関して、いや何も問題ないんですと言ったら、それって本当に通るんですかね。私はやっぱその辺りも含めてきちっとした書面が出てくるのかということをもってやっぱり判断しないといけないのかなと思っておりますので、そういったことも含めて、先ほど柴田副委員長おっしゃられているように、私も同じ考え方です。もともと取らんとあかんかったもんを条例間違うて取られへんかったと、その間違うてた条例に基づいて取ったらあかんやつを返すだけやったら法的に問題ない、そんなん分かってるじゃないですか。でも、もともとの指針は取らんとあかん、取ってくださいという指針だったわけでしょう。それに基づいて条例つくって、取ろうとしたのに条例が間違っていた。このミスは私はしゃあないと言ってるわけですよ。そういうことは本当は法令審査会とかで、それも書面でいただいたらいいと思うんですけども、そういうことはミスは起こりうると。でも、それに対してきちっとやっぱり責任を取っていくとか、どう対応していくとかということの道義的責任をどうしていきましようかという話をしてますんで、2人の弁護士に聞いて問題ないという回答やから、これで問題ないんです。いや、この回答はちょっと私は納得しかねるなというふうに思っております。

以上です。

藤井本委員長 答弁いいですか。

梨本委員 もう結構です。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 いやだからもう、こういうことがあるからね、公平性もあるから、もう延長保育料取らんでええのと違いますか。いや、それは僕の一貫した意見で、それで解決やと思うんです。責任を負って、これからもう延長保育を、平等にこれからは延長を市で見ますよで僕はオーケーやと思うんですけど、これは意見だけしておきますけども、僕はそれで解決すると思って前もお話しさせてもらいましたけども、相変わらずその意見は変わってませんので、再考をよろしくお願いします。

藤井本委員長 意見として残しておきます。

ほかに。ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、(1)のところ、次に當麻せいか子ども園の児童数等の状況についてでございます。前回の委員会で、定員よりも数が少ないとの報告がございましたので、その後の状況について理事者より報告をお願いいたします。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川です。よろしくお願いいたします。

今、委員長のほうからご審議ございました當麻せいか子ども園の状況についてお伝えさせ

ていただきたいと思います。當麻せいか子ども園につきましては、7月10日の水曜日、11日の木曜日午後からではございますが、内覧会を実施されまして、両日で112名の皆様にご覧いただけたとの報告をいただきました。開園して4か月が経過し、職員はもとより、子どもたちは園生活に徐々に慣れ、日々元気に過ごしており、順調なスタートを切れたとのことでございます。

ちょうど1年ほど前になりますが、開園が1か月遅れて5月になることを前提に新入園児を募集したことや、園の方針で四、五歳児を募集されなかったということもございまして、開園時は165名の定員に対しまして70名のスタートとなりました。

本日はその後の状況となりますが、実際に園を見学させてほしい、また入園したいとのご要望も多いようで、四、五歳児の受入れ予定定員を除く現在の定員は約100名でございますが、8月1日の入所状況は80名で、令和6年度途中の入所を希望されている方を含めると、ほぼどの年齢も年度内には定員に達する見込みであるというふうに伺っております。

令和7年度、来年度ではございますが、3歳児が持ち上がり、4歳児のクラスも出来上がってまいります。園児数は更に増えることとなり、新0歳児の受入れも可能となりますので、葛城市にとっても待機児童対策に大きなお力添えをいただけていると捉えております。

来月10月になりますと、市内公立、私立の入園の受付が始まります。令和7年度の申込み状況も判明してまいりますので、令和7年度の申込み状況につきましては、昨年同様に、今後、随時お伝えさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、當麻せいか子ども園の現在の状況をご報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ありがとうございます。ただいまご説明をいただいた件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 その内覧会は市内の方ばかりですかね。もう一つは、ちょっと僕引かかるんですけど、各年代もういっぱいすみたいな発言あったんですけど、申込みまだですよ。何でそれが今の段で、だってそこが僕ちょっと引かかるんです。この前の一般質問でも言わせてもらったんですけども、申込み時期10月でしたっけね。そこをちょっとはっきり言ってほしい。僕ちらっと聞くんは、もういっぴいやでと言われた方もおるんです。それは意味分からんと思うんですよ。平等に市内のほう優先で、もちろん。ここも市外の方も人気あると聞いてるんですよ。これ、人気あることはすごいうれしいんですけど、もちろん市内の方優先に入れてもらわなアカンことやし、あそこは人気がゆえにちょっとしっかりしてほしいところがあるんです。申込み時期が終わって第1希望から第8希望までかけて、そん中から市内で精査してやっていくという順序なはずなのに、今の段でそういうのは僕あんまりよく分かんないんで、その辺説明していただきたいと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、定員に達するだろうというふうに申し上げたのは、まず今年度の話でございまして、

来年度に関しましてはまだ申込み受付しておりませんので、現在のところはまだ分からないということでございます。

それから、市内、市外の話をしていただきましたが、8月1日現在で80名おられまして、恐らくこのうち市外10名程度おられたんではないかというふうに思います。ご指摘していただいている、葛城市内にあるのだからということではございますが、園に確認したところ、葛城市内、市外からのお問合せもやはり多いようでございます。香芝市を本拠地とされておりますので、香芝市にお住まいの方が問合せが多いようでございますが、葛城市の誘致に応じていただきまして葛城市において開園したという経緯もございますので、園としては葛城市の方をもちろん優先的に取りたいということはおっしゃっていただいておりますし、葛城市からも他市に委託をさせていただいている方が8月1日現在で82名おられます。ある程度持ちつ持たれつというところもございますが、担当課としては当然のように、葛城市の子どもたちを優先的にお願いしたいということは引き続き申し上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 僕の聞き間違いで申し訳ない。そやったら来年度の話はまだや、もちろんそうですね。分かりました。その兄弟おられる関係とかあったら人数分かんのかなと思うんやけど、今の段で来年度の話が、僕ちょっと聞いている話がそれはデマやったと思います、ほんなら。その持ちつ持たれつなんですけど、どっちが持ちつなんか持たれつなんかという話になってきたときに、できるだけその体制としては市内の方優先ですよというのはできるだけやっていたくようにお願いして、お願いするしかないんですけども、よろしく願いしておきます。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これで1番、就学前児童の保育と教育に関する事項については、以上といたします。

次に、2番、下水道事業の経営戦略に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、6月定例会中の委員会におきまして、一度、概要版を用いて報告をいただいたわけでございますけども、委員各位よりさらなる説明を求める意見が多かったため、本日の委員会におきまして前回よりも詳しく説明を求めています。理事者に行っていただきますので、よろしく願いをいたします。

稲田下水道課長。

稲田下水道課長 おはようございます。下水道課の稲田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、調査案件2の下水道事業の経営戦略に関する事項について、再度ご説明のほうをさせていただきたいと思います。委員長のほうからお話ありましたとおり、前回概要版にてご説明をさせていただきましたが、冊子等が事前になったということもございますので、再度のご説明とさせていただきます。お手元のほうに冊子と概要版のほうは配付されてますでしょうか。大丈夫でしょうか。そしたら、両方とも併用という形でのご説明になりますが、

冊子のほうをメインで進めさせていただきます。ページを開いていただきまして、目次の欄をご覧ください。そちらのほうに各章が書いておりますので、その各章ごとにご説明をさせていただきますと思います。

それでは、1ページをご覧ください。

1、経営戦略改定の背景と計画期間です。

下水道は公共水域の保全や快適で衛生的な生活を営む上で欠かすことのできない重要な基盤施設となっております。本市の下水道は昭和57年より事業を開始し、以後、下水道施設の整備、維持管理、未接続世帯への接続勧奨により、公衆衛生の向上や生活環境の改善に努めてまいりました。しかし、施設の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少などが予想されることから、健全な下水道経営を行うため、令和元年度から令和10年の10年間を対象とした葛城市公共下水道事業経営戦略を平成30年に策定しました。

経営戦略と申しますのは、地方公営企業が必要なサービスを将来にわたっても安定的に継続していくため、中長期的な基本計画として策定し、経営基盤の強化等を推進するものとなっております。今回の改定は、総務省が将来の収支見通しに関わる資産精度を高めるなど、より質の高い計画とするよう、令和7年度末までに経営戦略の改定を全ての公営企業に要請したことや、本市におきましては令和5年が中間期に当たる5年となりましたので、成果検証し、より質の高い経営戦略にブラッシュアップするものとして進めたこと、令和2年の公営企業会計への移行など下水道経営の経営環境も変化してきたことから、見直しを実施いたしました。

計画期間といたしましては、令和6年から令和15年までの5年間となっております。経営戦略における財政収支計画の期間は合理的な期間として設定され、原則10年間となっております。

2ページのほうに移ります。下水道事業の概要となります。

1、事業の現況、葛城市の公共下水道事業におきましてです。現在の葛城市の全体計画区域が約1,919ヘクタールありまして、うち市街化区域が約457ヘクタール、市街化調整区域が1,462ヘクタールございます。事業計画は、令和4年に計画区域の1,247ヘクタールの約91%である1,134ヘクタールの整備が完了いたしました。現在、工業用地などによりまして、約3.4ヘクタール、3.8ヘクタールの区域拡大の変更を行いました。

次、飛びますが、4ページをご覧ください。施設の状況となっております。下水道布設延長は供用開始から順次整備を進め、令和4年度末現在、分流汚水271.67キロメートルとなっております。一番古い管は供用開始から48年経過しております。下水道の法定耐用年数は50年となっております。ただし、40年経過すると、老朽化による道路陥没等が急増すると言われておりますので、本市におきましては平成29年度におきまして下水道ストックマネジメント基本計画を策定し、この計画を基に調査診断業務を実施しております。現在、調査におきましては、特に大きな問題は生じておりません。

5ページをご覧ください。下水道普及率です。下水道普及率とは、どれぐらいの人が下水道を利用できるのかを表した値であります。分子に処理区域内人口、分母に住民基本台帳人

口で算出いたします。令和4年度末で下水道普及率は99%に達し、概成しております。

なお、普及率は県内12市町の中では一番高い値となっております。

次に、7ページをご覧ください。水洗化率です。水洗化率とはどれくらいの人が下水道に接続しているかを表した値であります。分子に水洗化人口、分母に処理区域内人口で算出いたします。令和4年度末時点で水洗化率は93.6%に達しており、今後は大幅な増加は見込めない状況となっております。なお、水洗化率は県内12市町の中で4番目に高い値となっております。

飛びます。9ページをご覧ください。有収率の状況についてです。有収率とは、使用料徴収の対象となる有収水量の割合を示すもので、分子に年間有収水量、分母に年間汚水処理水量で算出いたします。有収水量とは下水道で処理した汚水のうち、不明水を除いた使用料収入の対象となる水量を言います。令和4年度末時点の有収率は88%であり、使用料収入の対象とならない不明水が12%存在いたします。今後は、不明水対策の実施など、有収率の向上を検討していく必要があります。なお、県におきましても不明水対策については力を入れており、各市町村に対策を行う要請されておりました、本市といたしましてもストックマネジメント点検調査の際にカメラ調査を実施し、調査診断を進めております。

11ページのほうをご覧ください。使用料の状況についてです。現在の使用料体系です。本市は平成16年10月より約20年間にわたり料金改定は行っておりません。一般的な家庭で1か月20立方メートルをご使用になられた場合の下水道使用料は税込み1,760円となります。

13ページのほうお願いいたします。県内他市町村との比較となります。本市では県内30市町村の中では唯一2,000円を切っております。一番高い市では3,080円、葛城市を除く県内11市の平均では2,647円となっております。

14ページをご覧ください。組織の状況です。組織の状況につきましては、図2-14のような形になっております。職員に関しても下の図のとおりになっております。

次の15ページのほうをご覧ください。民間活力の現状となります。業務効率の向上や債務経理の強化を図るため、以下の業務について民間に業務を委託しております。マンホールポンプの維持管理業務、管清掃業務、水質調査業務、下水道台帳作成業務等を委託しております。

16ページのほうをご覧ください。経営の状況となります。1、地方公営企業法の適用についてです。こちらのほう、平成27年1月に、人口3万人以上の市町村の下水道事業について、遅くとも令和2年度までに公営企業会計に移行することを総務省から要請されたこともあり、本市は令和2年4月1日に公営企業会計を行いました。本市は地方公営企業法の規定の全部を適用する全部適用となっており、法適化により下水道事業の経理方式がこれまでの単式簿記方式である官庁会計方式から、発生主義に基づく複式簿記形式による企業会計方式に変更となり、貸借対照表や損益計算書の作成等を通じて、自らの経営資産等を正確に把握することができるようになりました。企業会計方式での経営は、料金収入は管渠等の維持管理等といった日々の企業活動において発生する1事業年度に属する収益費用を記載する収益的収支と、管渠等建設改良やそれに伴う企業債の償還といった複数年に及ぶ投資活動を記載する資

本的収入に分けて把握をされております。

17ページのほうをお願いいたします。収支の状況です。1、収益的収入に関してです。こちらのほう、法的後3か年とも下水道事業収益が下水道事業費を上回り、当期純利益を計上しております。その年の維持管理に必要な営業費用は下水道使用料で賄えておりますが、過年度の建設に対する支払い利息までは賄えておらず、一般会計からの繰入金により事業運営を行っている状況となっております。

飛びますが、19ページをご覧ください。資本的収支のご説明です。公営企業では資本的支出が資本的収入を上回ることが多く、葛城市においても法的後3か年とも資本的支出が資本的収入を上回っています。これは過年度による企業債償還金を多く抱えていることが原因となっております。

飛びますが、21ページのほうをご覧ください。経年推移のほうを示しております。まず1つ目、下水道使用料です。下水道使用料は年ごとにばらつきが見られますが、3億5,000万以上で推移しております。当面は水洗化の人口の増加に伴って微増傾向になる見込みとなっております。2の一般会計繰入金です。一般会計繰入金は、繰上対象となる企業債償還の減少により、平成26年度を境に減少傾向に転じております。令和4年度では約5億7,500万円となっております。

22ページに移ります。建設改良費です。建設改良費は、下水道建設費と流域下水道へ支払う流域下水道建設負担金からなっております。下水道建設費は普及率も99%に達している状況です。法定耐用年数を経過した管渠がないことから、新規投資と改築更新費用等も抑えられており、しばらくはこの経過が続くものと予想されます。

次のページ、23ページに移ります。企業債償還、企業債残高についてです。単年当たりの企業債償還額は平成20年度を境に一時減少傾向にありましたが、その後徐々に増加し、令和2年が第2次ピークとなっております。また、企業債残高は令和4年度末で80億円の未償還残高となっておりますが、現在はこちらは減少傾向となっております。

飛びますが、25ページをお願いいたします。財政指標となります。

1、使用料単価ですが、有収水量1立方メートル当たりどれくらい収益を得ているかを表しております。使用料単価は、分子に使用料収入、分母に年間有収水量で算出いたします。こちらのほうは県平均値及び全国平均値より低い状況となっておりますが、こちらのほうは使用料の改定を行っていないことが原因と考えられております。供用開始後30年以上が経過し、水洗化率も93%を超える中で、今後は有収水量の増加と下水道使用料の増加のいずれかが求められます。

2、汚水処理原価です。有収水量1立方メートル当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費、汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表しております。計算式としましては、分子に汚水処理費、分母に年間有収水量で算出いたします。県平均値及び全国平均値より高い状況にあります。これは、葛城市は処理場を有しない流域関連公共関連下水道であるため、管渠の維持管理費や流域下水道維持管理費が発生いたします。指標値改善のためには、流域下水道維持管理負担金については葛城市単独での削減努力が可能な

い項目であるため、暗渠の維持管理費の削減が求められます。

次に移ります。26ページです。経費回収率です。県平均値及び全国平均値より低い状況であります。経費回収率とは、汚水処理に要した費用はどの程度使用料で賄えるかを表した指標であり、一般的には100%以上が求められております。本市は下水道使用料が安価なこともあり、令和4年度末時点で59.56%となっております。なお、不足分は一般会計からの補助金で補っている状況です。分子に下水道使用料、分母に汚水処理費から公費負担分を引いた金額掛ける100で算出いたします。

次に、経常収支比率です。県平均値及び全国平均値よりも低い状態であります。経常収支比率とは、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払い利息の費用をどの程度賄われるか表した指標であります。100%を下回りますと、収支が赤字であることを表します。算定式は、分子に経常収益、分母に経常費用掛ける100で算出いたします。令和4年度では101.59%となっております。

27ページをご覧ください。累積欠損金比率です。営業収益に対する累積欠損金の状況を表しております。累積欠損金比率は、分子に年度末未処理欠損金、分母に営業収益マイナス受託工事収益掛ける100で算出します。累積欠損金が発生してないことを示す0%であることが求められる指標であり、葛城市は法的後3か年とも黒字決算となっており、0%を維持しております。ただし、一般会計繰入金に依存した状況での黒字決算となるので、今後一般会計繰入金が減少した際には悪化する可能性はございます。

次に、28ページをご覧ください。経営の基本方針です。今回の改訂版より、より質の高い経営戦略とすべく、施策の管理手法を定めました。安心・安全で快適な下水道サービスを、安定的に提供するを基本方針とし、安心・安全な下水道、下水道サービスの向上、安定的な下水道経営の3つを基本目標といたしました。

次のページ、29ページをご覧ください。具体的施策です。今回の改訂版を策定するに当たり、基本計画は、先ほどの説明にありますように、安心・安全で快適な下水道サービスを、安定的に提供する。具体的な3つの基本計画目標も、先ほど説明させていただいたとおりにしておりまして、前回も同じような形で改訂しておりまして、変更しないものとしております。ただし、具体的施策については、これまでの取組や今後の状況を反映し見直しを実施いたしました。また、より質の高い経営戦略とすべく、管理指標を定めることで定期的に評価することといたしました。

A3の概要版の3のほうに、こちらのほうの表を示しております。一番左に基本方針、次に基本目標、その次に具体的施策、管理指標という形で示させております。

基本目標1、安心・安全な下水道につきましては、具体的施策の1つ目、災害対策を追加いたしました。管理手法として、市民生活の安心・安全の確保に向けて、災害時でも下水道機能の継続、早期回復を図るべく、毎年、県で実施しているBCP訓練に参加いたします。具体的施策の2つ目、効率的な点検調査の実施の1つ目といたしましては、継続として、令和4年度策定のストックマネジメント計画に基づき老朽化施設を重点的効率的に点検調査いたします。

次、基本目標の2の下水道サービスの向上につきまして、具体的施策の1つ目、広域化により効率的な維持管理の検討につきましては、継続として、限られた職員数で多様化する行政サービスの対応や日々の維持管理に対応することは困難であり、水道事業や県下他市町村との広域により効率的に維持管理を行っていきたいと思っております。管理目標としては、他の事業と連携して、葛城市では下水道使用料徴収業務を水道業務に委託しており、下水道使用料は水道料金と併せて徴収をしております。料金収納業務以外にも水道事業と連携できないかどうか検討したいと思っております。

具体的施策の2つ目、広報活動の強化につきましても、継続として、下水道事業の運営は市民の皆様からのご理解、ご協力なしでは成り立たないものであるため、親しまれる下水道を目指し、広報活動の強化に努めてまいります。管理手法として、広報活動の回数として、市民の方に下水道について興味を持っていただき、もっと下水道について知っていただくため、広報誌の掲載や、今回デザインマンホールの作成も依頼をさせていただきました、こちらのほうもかなりちょっと成果がありましたので、そういうことも今後も含めて実施できたらと思っております。

次、基本目標3、安定的な下水道経営につきまして、具体的施策の1つ目、接続率の向上につきましては、継続として、令和4年度現在、水洗化率は93.6%に達し、今後大幅な増加は見込めない状況ですが、水洗化率は下水道使用料に直結する重要なものであるため、水洗化率の維持向上に引き続き努めます。

具体的施策の2つ目、不明水対策につきましても継続とし、有収率は水洗化率同様に下水道使用料に直結する重要なものであるため、テレビカメラ調査等の実施による不明水対策のその把握と、流域下水道維持管理負担金の維持管理経費の削減に努めたいと思います。

具体的施策の3つ目、安定した収入を確保するための検討につきましても、継続として、様々な経営課題に対処するため、経営基盤の強化を図ることは必要不可欠であり、経営の効率化や財政状況の健全化に分類される手法を用いて、安定経営のための収入確保に努めたいと思います。管理手法として、使用料単価につきましてどれぐらい収益を得ているかを表す指標となり、今後につきましても令和4年度実績以上を目指したいと思います。

2つ目の汚水処理原価につきましては、有収水量1立方メートル当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費、汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理評価に関わるコストを表わす指標となり、今後につきましても令和4年度実績以上を目指したいと思います。

3つ目、経費回収率につきましては、使用料で回収すべく経費をどの程度使用料で賄えるかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能となります。有収水量1立方メートル当たりどれぐらい収益を得ているかを表す指標となります。

4つ目、経常収支比率につきましては、当該年度において使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払い利息等の費用をどの程度賄えるかを表す指標となり、今後につきましても100%以上を目指していきたいと思います。

5つ目、累積欠損金比率につきましては、営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標となります。今後につきましても、0%を継続いたします。

具体的施策4つ目、投資抑制につきましても継続とし、令和4年度末現在、企業債は約80億円の未償還残高を有していることから、起債残額を減少するための投資の抑制に努めます。管理指標として、企業債残高対事業規模比率、料金収入に対する企業債の残高であり、企業債残高の規模を表しています。

具体的施策5つ目、職員の育成につきましては、追加とし、対応する行政サービスの対応、職員の技術継承と職員一人一人の能力向上を図ることを目指します。管理手法として、将来発生する改築更新に備え、職員の技術継承を図るとともに、令和2年度の地方公営企業の移行に伴う公営企業の知識の習得、新技術の対応、下水道事業を維持していくため職員の育成は重要とし、職員研修を年1回以上実施したいと思っております。

かなりページのほう飛びますが、39ページのほうお願いしたいと思います。こちらのほう、先ほどの概要版に示したものと同じものになります。

41ページをご覧ください。投資財政計画です。投資目標は、ストックマネジメント計画に基づき、改築更新コストの縮減を図ることとします。投資資産としては、葛城市における投資は大きく2つあり、1つ目が市内管渠等の整備を行う下水道建設費、2つ目が流域下水道へ支払う流域下水道建設負担金となります。1、下水道建設費、令和5年度策定のストックマネジメント計画などに基づき、10年間で約7億1,200万円の事業費を見込んでおります。

42ページに移ります。2、流域下水道建設負担金です。本市において下水道を処理する施設はなく、広陵町茅野にある大和川上流・宇田川流域下水道第二処理区で汚水処理を行っております。この流域下水道における処理費、幹線管渠やポンプ等における建設費を該当市町村が負担しているもので、実績に基づき10年間で約1億8,800万円の事業費を見込んでおります。

43ページをご覧ください。2、財政計画です。1、財政目標、補てん財源や資金確保の観点から、毎年度、当年度純利益を確保したいと思っております。2、投資資産として投資計画及び維持管理費の財源は大きく4つあり、1つ目が投資事業に対する国からの補助金である国庫補助金、2つ目が投資事業に対して発生する企業債、3つ目が市民の皆様から納めていただく下水道使用料、4つ目が主に維持管理費や企業債償還の財源となる一般会計からの補助金である一般会計繰入金となります。1、国庫補助金です。下水道建設費の補助事業に対し、現在の交付要件が補助対象事業費の50%であるため、10年間で約3億2,000万円を予測しております。

44ページに移ります。企業債でございます。下水道建設費の補助対象事業費に対して50%、単独事業費に100%、流域下水道建設負担金に対して100%を見込んでおり、10年間で約24億9,800万円を予想しております。

45ページをご覧ください。下水道使用料です。行政区域内人口は、全国的な社会潮流としては人口減少傾向にある中で、現在、葛城市は他自治体からの転入などにより人口が増加現象にあります。今回の見直しに当たり、将来人口予測を行った結果、令和21年度をピーク、こちらのほうは人口ビジョン目標値を採用しております。とし、その後は人口減少に転じますが、それまでは人口が増加する予測となっております。処理区域内人口、水洗化人口も同

じように令和21年度をピークとし、それまでは増加する予測となっております。

46ページに移ります。有収水量になります。有収水量は水洗化人口の増加に伴い増加傾向となり、令和21年度のピークで393万4,000立方メートルを見込んでおります。

続きまして、47ページをご覧ください。下水道使用料です。現行の使用料体系を維持するものとして将来額を見込んでおります。有収水量は一般排水、中間排水、特定排水の種別で算出し、また使用料単価は現行単価としております。葛城市は人口増加傾向にあるため、令和21年度のピークまで下水道使用料は微増する見込みです。10年で36億3,800万円を予測しております。

48ページをご覧ください。一般会計繰入金です。一般会計から下水道事業会計へ繰り出されるものであり、総務省通知地方公営企業法繰出金に定める基準に基づく繰出金、基準内繰入と、その基準に基づかない基準外がございます。污水事業は、污水私費の原則により下水道使用料で賄っていますが、污水経費の一部や政策的な経費については一般会計の負担が認められております。葛城市においても、一般会計負担経費及び分流式下水道に要する経費につきましては一般会計からの繰入金で賄っております。基準外繰入金は、主に収入の不足を補うものとなっております。現行の繰入れ基準に基づき、10年間で約51億800万円の予測となっております。

49ページをご覧ください。投資以外の経費です。1、維持管理費（管渠費）です。管路の清掃業務費の毎年発生する費用のほか、不明水対策調査業務と数年置きに発生する費用として、10年間で5億600万円の事業費を見込んでおります。

50ページに移ります。2、流域下水道維持管理負担金です。流域下水道維持管理負担金とは、流域下水道建設負担金の際にもありましたとおり奈良県の流域下水道で処理をしておりますので、その維持管理に要する経費の一部を流域関連下水道事業を行う市町村で負担する負担金を言います。有収水量の予測に基づき、10年間で約24億9,100万円の事業費を見込んでおります。

移って、51ページになります。こちらのほうは、51ページから56ページのほうに投資財政計画という形で表に示させております。こちらは先ほどまでにご説明をさせていただいたものを表にまとめております。

51ページをご覧いただきたいと思います。まず、収益的収支のこちらの表になります。先ほどのほうから説明させていただいておりますので、財政計画のほうの目標といたしまして、当年度純利益につきましてご説明させていただきたいと思います。当年度純利益につきましては、1年間の事業活動で得られた利益から全ての経費などを差し引いた金額となりますが、今後につきましても横ばいという形で検討しております。繰越利益剰余金または累積欠損金につきましては、公営企業会計からの過年度の利益積上げに当期の利息を加算した額となります。記載された金額も同様に、こちらのほうも横ばいという形になります。流動資産が徐々に増えていきますのは、現在資金ベースとして一般会計補助金として受入れをしておりますが、経常収益の長期前受金戻入、経常費用の減価償却など非現金科目を含めて計算した結果、今後は経常収支比率が悪化する予想となりますので、収益ベースとして繰り入れるこ

とから増加をしていく形となっております。

次に、52ページの資本的収支です。資本的収支は、先ほど説明もありましたが、通常、赤字になるのが一般的となっております。企業債償還金の額が多額なことと、その分に見合う収入が少ないということで発生するものとなっております。その補てん財源として、当年度損益勘定留保資金等で補てんするようになっております。

ページのほう飛びますが、57ページのほうをお願いいたします。5の投資財政計画に未反映の取組として記載しております。1、今後の投資についての考え方・検討状況です。広域化に関する事項につきまして、葛城市は大和川上流・宇田川流域下水道第二処理区に位置づけられた流域関連公共下水道で事業を行っており、流域下水道第二浄化センターにおいて、近隣11市町村とともに建設費、維持管理費を負担し、汚水処理を行っております。今後も関係市町村と協力して効率的な運営を図っていきたいと思います。

次、共同化に関する事業です。令和5年3月に策定された奈良県汚水処理事業広域化・共同化計画に示されたソフト政策5メニューがございまして、1として維持管理業務の共同化、2、下水道事業でジェネラル化推進、3、災害時対応の共同化、4、人材育成の共同化、5、事務の共同化について、葛城市は現在、参加予定となっております。令和5年度より実施に向けた検討が始まっており、葛城市も共同化実施に向けて積極的に取り組んでいきたいと思っております。

次、民間活力の活用に関する事項です。令和5年度下水道において公共施設等運営事業にコンセッションに段階的に移行するための官民連携方式を加えた「ウォーターPPP」の導入拡大を目指すことが国土交通省より示されました。令和9年度以降の污水管改築に関わる国費支援には「ウォーターPPP」導入を決定済みであることが要件化されたため、葛城市においては、来年度令和7年度より今後の改築更新に備え、導入検討を進めていきたいと思っております。

2、今後、財源についての考え方です。使用料の見直しに関する事項です。経費回収率の実績等を勘案した場合、経営状況の向上のため、使用料改定を検討する必要があります。一方、効率的な運営を進める形で廉価な料金に控え、市民の住環境を高いレベルで維持しており、他自治体からの転入などにより人口増加傾向となっております。人口の増加は下水道使用料と税収の増加につながり、直接的、間接的に下水道事業の経営状況の向上につながると考えるため、当面の間は下水道使用料を現行のまま据え置く方針としております。ただし、基本目標の1つである「安定的な下水道経営」という視点から、定期的に使用料水準の検討を実施したいと思っております。

資産の活用による収入増加、下水道処理施設については、大和川上流・宇田川流域下水道の下水道処理施設を使用しているため、エネルギー活用やその他の収入の増加の取組について今後の課題といたします。

職員の給与に関する事項です。今後、維持管理業務が増加すると予測される場合、職員数の増加を検討する必要等もございしますが、民間委託等で対応できない部分も検討したいと思います。

動力費に関する事項です。主にマンホールポンプの電気代が該当しますが、今後、マンホールポンプの台数が増える可能性もあり、削減することは難しいと考えます。

修繕費に関する事項、整備済みの管渠やマンホールポンプについて、ストックマネジメント計画に基づいて計画的に維持管理を行っていきます。

委託費に関する事項です。現在、マンホールポンプの定期点検を委託しております。今後必要に応じて検討していきます。

デジタルトランスフォーメーションに関する事項です。奈良県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水道事業のデジタル化の促進の3項目について検討を進めていきたいと思っています。

グリーントランスフォーメーションに関する事項、処理場を有していないなかでカーボンニュートラルの実現に向け、どのようなことができるか知見を集めていきます。

60ページのほうをお願いいたします。経営戦略の今後、検証、方針等です。今後も5年に一度の頻度で見直しを実施する予定としております。管理指標につきましては毎年度把握し、進捗管理を実施していきたいと思っています。

61ページになります。経営戦略の公表です。下水道使用料は公共料金であり、住民生活に密接に関連するものです。葛城市公共下水道事業経営戦略に関わる目標の達成状況や下水道使用料の算出根拠、経営の状況、経営努力等の情報については、市のホームページや広報誌を活用して公開し、透明性を確保していきたいと思っております。今回策定しました経営戦略につきましても、今後、同様にホームページ等で公開したいと思っております。

62ページをご覧ください。6、経費回収率向上に向けたロードマップです。本市の下水道事業の経営状況の向上のためには、下水道使用料の改定を検討する必要がありますが、効率的な運営を継続していくことで、下水道料金を廉価な料金に抑え、市民の住居環境レベルを高いレベルで維持しており、この結果、人口の増加傾向となっており、東洋経済新聞社の住みよさランキングにおきましても、2023年度は全国812市区の中で全国34位にランクしております。令和2年3月に策定された「第2期葛城市総合戦略」では、移住、集客、定住の3つを政策の柱としております。人口の増加は、下水道使用料の税収の増加につながり、直接的、間接的に下水道事業の経営の向上につながることから、当面は下水道使用料を現行のまま据え置く方針としております。ただし、基本目標の1つである「安定的な下水道経営」の視点から、定期的に使用料水準の検討を実施したいと考えております。

次のページ、63ページから66ページにつきましては、下水道に伴う用語の解説を掲載しております。

長くなりましたが、以上で葛城市公共下水道事業経営戦略のご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 長い時間かけての説明ありがとうございました。ただいまご説明をいただきました件につきまして、ご質問ございませんでしょうか。

松林委員。

松林委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、先ほどの説明の中で2ページの公共下水道と

という言葉、文言出てきてます。そして、特定環境保全公共下水道という、特環という、このことがどういうことなんかあんまりよう分かんので、このことをちょっと教えていただきたいのと、それと9ページに出てきています不明水量12%、有収率88%、これがずっと存続してるということで、これ不明水量の原因ですね。例えば、水道水以外の水が使われているかどうか、どっか漏れてるんかどうか、その原因、分かる範囲で。これがずっと長いこと続いているというんで、ほんでこれの不明水量12%というのは、これを見ますと年間によってばらつきあると思うんですけど、年間汚水水量と年間有収水量というのは大体同じぐらいだと思うんですけども、大体ね。これ、料金に換算したら12%の部分、この料金に換算したら幾らぐらいになるんか、有収水量1立方メートル当たりの収益ですな。これがもし分かれば教えていただきたいと、ここをひとつよろしくお願いします。

藤井本委員長 稲田課長。

稲田下水道課長 下水道課の稲田でございます。

ただいまのご質問ですが、公共下水道と特環と言われるものなんですけども、基本的に公共下水道のほうは市街化というような形の場所になります。特環のほうも、全てではございませんが、それ以外の市街化調整区域等の含めたところの区域となります。

その次のご質問ですけど、不明水に対してですけども、こちらのほうですけども、具体的には葛城市は分流式になりますので、雨水等の進入はないものという形になるのですが、ストックマネジメント等で今、実施しておる中では、どうしても施設のほう経年的なものもございまして、徐々にちょっと雨水等も入ってる箇所があるようなものになっておりまして、大体先ほどの説明で12%ぐらいになっておりますが、こちらのほう、以前の場合、以前、経営戦略策定時では14%でしたので2%の改善をいたしておりまして、今後も同様な形でストックマネジメントにおきましてその原因を探っていくって、減少のほうに努めたいと思っております。

12%のその費用的なものなんですけども、下水道使用料のほうですけども、流域下水道のほうにお支払いしているそこら辺の単価等もございまして、それで一度またお知らせさせていただけたらなと思っております。今手元にございませんので、申し訳ないと思っております。

以上となります。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 特環といえ、市街化調整区域ということでええんですかね。

藤井本委員長 それだけの質問。

松林委員 いやいや、それと結局、雨水も混ざっている可能性があるよということですよ。今後またよろしく、そこら辺は改善をしっかりとよろしくお願いします。特環のほうがちっとよう分かんので。

藤井本委員長 稲田課長。

稲田下水道課長 基本的には全てという形ではないのですが、冊子のほうなんですけども、申し訳ないです。冊子のほうの、先ほど私ご説明させていただきました最後の63ページから用語解説

というのがございまして、こちらのほうに、65ページにあります。ちょっと読み上げさせていたきたいと思います。この特定環境保全公共下水道におきましては、下水道法における公共下水道のうち、国庫補助金申請や地方債の借入を行うときの事業区分となっております、葛城市では、市街化区域及びその周辺区域を整備する事業を公共下水道に、それ以外の区域を整備する事業を特定環境保全公共下水道事業に区分しているということになりますので、先ほどのご説明で間違いのないかなとは思っております。

以上となります。

松林委員 僕もちょっと調べさせてもらったんですけども、環境保全上特に重要な地域、それから市街化調整区域、その周りの部分も含まれるんですけども、水質汚濁の防止や地下水の水質保全目的として整備された重要なそういう地域であるという、そういう認識でいいんですかね。分かりました。

藤井本委員長 もう、確認だけだね。もうそれでええね。ほかに。

杉本委員。

杉本委員 内容的には説明していただいたとおりやと思うんですけども、これ、この前ぽんと出てきて、この皆さん分かんないですよ。これ、誰がつくってはるんですかね、この計画というのは。これ、5年に1回ですよ。そこを経緯というか、そのつくってはるメンバーというか、これぽんと出てきて、完成しましてんてこれ説明されても、もう完成版でしょう、これ。だからといってという話やと思うんです。その辺がちょっと僕引つかかっとなって、その辺のメンバー構成というか、行程といいますか、今、10年計画で5年目やから見直してるというのは分かるんですけども、この完成版でぽんと出されてそれを説明されてもというところがあるんですけど、その辺の経緯だけお願いできますか。

藤井本委員長 言えますか。

稲田課長。

稲田下水道課長 こちらのほうの作成の経緯になるんですけども、具体的にはうちの原課の職員のほうで、今までのこのいろんな企業債とか、そういうふうないろんな情報、状況ですね、情報とかをコンサルタントのほうにお示しさせていただいて、そちらのほうで作成はさせていただいております。そちらのほうのコンサルタントのほうも、こちらのほうのこういう事業経営戦略に特化したというか、そちらのほうのコンサルタントのほうに発注をさせていただいて、それで作成させていただいております。こちらのほうも、近隣の市町村等も同様な形でされてるということもありますので、本市におきましてもそのような形で進めさせていただいております。

以上となります。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 ほかにもいっぱいこういうのあるじゃないですか。「きらり葛城21」とか、ああいうのやったら、僕、委員として入ってるから、途中で、いやこれはちょっとちゃんとやったほうがいいんじゃないのと、議会として言うてることは言うてるんですけども、ちょっとこの判断、僕ちょっとよく分かんないですけど、これはもうほんなら、コンサルに全投げというイメー

ジで、数字だけ出して情報だけ出してコンサルの方がつくったというイメージでいいですかね、単純にね。それがええか悪いかは一旦別として、ちょっと1回議会としても、こういうのをどこまで見たらいいんかというのを、ちょっとこれ僕いきなりぽんと出されて、5年の経営戦略と言われても、完成版が来たというのはちょっと意外やったんですけども、これは議会の話なんでまだどっかで僕もちょっと声上げようと思うんですけども、ちょっとよろしくお願いしておきますだけ言っておきます。

藤井本委員長 もう、意見だけでええですか。ほかに。

松林委員。

松林委員 最後にもう1点だけ、62ページのところの一番下の下段4行目、人口の増加は下水道使用料、税収の増加につながり、直接的、間接的に下水道事業の経営状況の向上につながりますと、そのため当面は下水道使用料を現行のまま据え置く方針としております。これ、当面の間は下水道料金値上げしないという、目安としては人口の増加が頭打ちになって減少に転じたその時点では、もう料金というのは値上がりしていくことになるという解釈でええんですかね。それだけちょっとお聞きします。

藤井本委員長 稲田課長。

稲田下水道課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。基本的には人口の増加に伴いということもございますが、今現在、一般会計からの繰入れ等もございます、基本的には増加するということで維持、安定的に下水道使用料が確保されるということも含めまして、それほど、言うてみたら、人口が急激に減少することもないというところで、そちらのほうも調整しながら、下水道の一般会計からの繰入れ等もいろいろ考慮しながらで確保、そのままできたらなともあるので、急激に今、21年度まで取りあえずは今、ビジョンの関係もあるので減らないのかなとは思っておるんですが、まだこれもあくまでも人口の予想値になりますので、急激に落ちたからといってそれで下水道使用料を変えるというのは、今のところは現在は考えてはおりません。

以上となります。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 取りあえず21年度までは、取りあえずは目安として下水道料金が上がらないという、そういう考え方ですね。分かりました。

藤井本委員長 ほかに。

柴田副委員長。

柴田副委員長 私も、これをちょっと見させていただいて、経営健全化とか効率化とかも書いてあるんですけども、収入を増加させるためには何があるのかなと私もちょっと考えてみまして、不明水を明確にして有収化していく、有収率上げるというのと、あと多分、接続率の向上とか、それがあると思うんですけども、あとここに何回も出てくる人口増加やから使用料が微増、増えてるということで書いてあるんですけど、ちょっと47ページのグラフを見るとほんまに微増なんで、これが本当に経営健全化にすごい影響をするのかなというちょっと疑問もありますし、あと、だから伸び代が少ないと思うんですよ。その収入増にするため

の、今のこの現状であれば。だからその辺りをどう考えていらっしゃるのかなというのはちょっと聞きたいんですけど、この中でちょっと国庫補助金が令和8年と9年に出てきて、それをこう見ると、産業用の地下水道工事に充てるのかなというふうにちょっと私は推察してるんですけども、そこが具体的にどこの場所であるのかとかをちょっとお聞きしたいというのが2点目なんです。それと、経費回収率向上のこともあったと思うんですけど、葛城市はほかの市とか県に比べてかなり低いパーセンテージなんですけど、それが100になると両方バランス取れてるということだと思ってるんですが、この100にするためには、大体その水道料金というのは幾らが妥当なのかというのが、ちょっと分かれば聞かせてもらいたいです。

藤井本委員長 3点やね。

柴田副委員長 3点。下水道料金、すいません、水道じゃなくて下水道です。

藤井本委員長 稲田課長。

稲田下水道課長 下水道課の稲田です。ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

経営戦略の策定に伴いまして、先ほどいろいろなご意見いただいたのですが、公営企業等と申しますのは、ちょっと民間のほうと違いまして、まず利益を求めるというよりは安定的な経営をそのまま進めていきたいということもございますので、今後も引き続き微増とはなるんですけども、今の下水道使用料のほうも微増ながら徴収していける中で、今後も安定的な事業の経営を進めていきたいという形で策定させていただいているというのもございます。

次のほうなんですけども、2の産業用地のほうなんですけども、こちらのほうなんですけども、新村のほうの地域にございます工業地域のほう、そちらのほうになります。そちらのほう、現在、今、下水道のほうを、新村の区域に関しては下水道が接続されてるんですけども、新たにこちらのほうに予定されている地域はまだ下水道のほうが入っておりませんので、今、こちらのほう事業認可という区域には入ってないので、そちらの区域も含めた中で、また今後の布設等も進めていきたいという形で、その中で令和8年、9年という形、そちらのほうで事業のほうを進めていけたらと思って計上させていただいております。

3番目のほうなんですけども、前回6月時点なんですけども、一度ちょっとご質問があった中で、今の現在の使用量に対してどれぐらいになればという話で、大体、今の現在の使用料から1.5倍ぐらいになれば、大体100ぐらいになるのかなという形になっております。

以上でございます。

藤井本委員長 1.5倍というわけね。

柴田副委員長。

柴田副委員長 利益追求じゃなくて安定的な経営が重要ということなんですけど、安定的な経営するためにはやっぱり利益がないと駄目なのかなと私はちょっと思ってしまっただけなんですけど、あと将来的なことを考えるのにも、やはりいろんな投資とかもあると思うので、きっちりとした収入源が確保されていなければ、将来もなかなか見通しがつかないのかなというふうに私はちょっと単純に思っていました。

あと、新村の工業系ゾーンのところでされるということなんですけど、まだ事業認可が下

りてない段階でこういう計画をされてるということで、私はちょっと工業系ゾーンのことに
関してはまだまだ勉強不足で知識不足なので、この辺りのことはコメントがちょっとずれる
かもしれないんですけども、令和8年、9年のそういう計画を立ててる中で、私としては、
やはり企業誘致ということは同時進行でやっていかないといけないんじゃないかなというふ
うにも思ってます。下水道、既存のものを設置されるのかもわからないですけど、企業があ
る程度、来たいなという企業がいらっしゃったら、相談しながらそういう下水道も設置して
いけるんじゃないかなということで、積極的な企業誘致していただけることをちょっと希望
しておきます。あと、1.5倍になれば100%になるということで、その辺りも考え方はあると
思うんですが、やはり市民にも理解を求めていくということも1つあるのではないかなと。
値上げが、値上げというか使用料を上げていくということも将来のためには決して悪いこと
ではないと思うので、その辺りも市民の方の理解を求めていく方向でもいいのではないかな
という私の考えです。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 ちょっと1.5倍と合うかどうか分からないんでお聞きしたいんですけども、1,760円という
この13ページの、特に特筆して安いよというグラフなんですけども、一般財源から補てんし
ている5億円をここに埋め込んだら、この1,760円がどのぐらいのところまで数字が上がる
のか、換算したらね。そういうシミュレーションというのはやってないですかね。本来なら、
この補てんせんかったらこのぐらいなるけども、5億の一般財源補てんしてるから1,760円
になっとなねんと、そこ分かりますかね。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

5億円全てが基準外繰入ではなくて、基準内も含めた5億円ですので、先ほど課長のほう
から100%にするには1.5倍ぐらいになりますでしょうねというお話をしたのは、その基準外
繰入をなくしてのお話をさせていただいたと考えております。ちなみに、5億円全てを料金
収入に乗っけようとする、それは3億7,000万円のうちの8億5,000万円ぐらいのもうけが
必要やというふうに計算すれば、2.5倍とか3倍とかそんな数字にはなるはずで、ちょっと
計算機で計算してないので具体的な数字はちょっと頭の中で考えてるだけですので、2.5倍
ぐらいにはなろうかと思えます。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。そういうことですね。適合する金額を換算すれば1.5倍になると、そやから
1,700円、2,400円ぐらい。だから、この平均的な数字ぐらいになるところというふうな解
釈でよろしいかな。平均2,520円、まあまあそのぐらいのところになるよと。だけど、まあ
まあいろいろとそういう一般財源からの補てんもあって1,760円にとどめていただいと、
こういう解釈でよろしいね。分かりました。

藤井本委員長 ほかに。

ちょっとこの見方だけ、私のほうから確認という意味でさせてもらいたいんだけど、例えば今の話からに関連するんですけど、26ページの経費回収率というのがあるじゃないですか。ここに算定式があって、指標の意味があって、コメントという、このコメントというのは誰が書いてはるんですか。このコメントを見ると、この経費というのは回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要であるがと、こういうコメントになってるわけですね。100%が使用料で賄えると、そういう意味じゃないの。これ、まずもってこのコメントというのは誰が書かれてんのか、先ほどこれは誰が作ったのですかというお話がありましたけども、ここを見ると、今の話からいくと、100%使用料で賄う必要があるというふうに読み取れるんですけど、その私から言うと質問できないんで、確認という意味で、これコメント誰が書いたのと。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

まず、経常収支比率の中段に指標の意味というところがございまして、使用料収入だけじゃなくて、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で支払い利息等の費用をどの程度賄えているのかということです。下水道使用料だけで100%を維持していますということではございません。

それと、このコメントにつきましては、過去の数値を客観的に判断した上で、原課の者とコンサル会社等の共同により執筆をいたしております。

以上です。

藤井本委員長 私が申し上げたのは、今、経常収支比率のところやなくて経費回収率のところを申し上げてんやけども、この経費回収率のところのコメントを、100%以上であることが必要であるがとなってるでしょう。その、今、誰が、どなたがこのコメントをされてるのかという意味合いと、このコメントからいくと先ほどの答弁とちょっと合致しない部分というてええんか、離れている部分があるように思うんですけど、そのことを確認してるんだけど。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

大変失礼いたしました。経費回収率は、委員長おっしゃるとおりでございまして、使用料でどの程度賄えているかというその本市の数字が、令和4年におきましては59.6%でございます。

コメントのほうにつきましても先ほどと答えは一緒なんですけども、原課の者とコンサル会社と過去の数字等を見まして執筆しておるところではございます。

以上です。

藤井本委員長 ということでいいんですね。そういうことですよね。私は確認をさせてもらいましたけども、使用料の関係、今後の課題となりますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに質問ございませんか。

杉本委員。

杉本委員 お話を聞いててちょっとお聞きしたいです。新村の工業ゾーン、下水ということは、逆に言うたら企業誘致が進んでるという印象を僕は受け取ったんですけども、下水もないところに企業誘致できひんわね。そういう意味でやははんのかなと思ったんですけども、そこをやられる目的というのはどういうことがあんのかお聞かせ願いたいです。

藤井本委員長 稲田課長。

稲田下水道課長 下水道課の稲田でございます。

先ほどのお話ですけども、もちろん私も原課だけで動いてるわけではなく、ほかの関係する課のほうと調整しながら進めていっている中で、やはり下水道のほうですけども、今現在、下水道なんですけども、新村のほうはポンプアップという形で河川を超えて行ってるんです。それが結構、河川の幅とか橋りょうの強度等もございまして、結構接続する方法がいろいろと難しいところもございまして、今どの経路が一番いいのかということで、まず詳細設計の前に事前の今、設計のほうをしております、その方向性を出したいということでまず進めさせていただいております。その中で、今後その計画が決まったらどうするかというところもありますので、もちろんその工場のほうの規模等々もございまして、そこら辺も調整しながらというところで、今現在は下水道をどういう形で接続したいかということで進めさせて、その中で今後どのような形で計画を乗っけていくかということで、こちらのほうに計上させていただきました。

以上です。

藤井本委員長 よろしいですか。ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、2番の下水道事業の経営戦略に関する事項については以上といたします。

次に、3番、部活動に関する事項についてを議題といたします。前もって申し上げときまんですけども、これで午前中、ここまで行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本件につきましては、部活動の地域移行に向けた検討委員会の内容やニーズ調査として行ったアンケート結果などについて報告をいただきます。職員の方、準備できてますか。

それでは、説明よろしくお願いいたします。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

こちらにつきましては、全国的には生徒数の減少により1つの学校で部活動が維持できない、やりたい部活動が選べない、また部活動は休日を含め教員の長時間勤務で行っており大きな負担となっている、このような現状から、国は令和8年度をめぐりに学校部活動の地域クラブへの移行に取り組むとされ、奈良県では令和8年度から教員による休日の部活動廃止の方向性が示されております。

これらを受けまして、本市でも中学校における休日の部活動の地域クラブ等への移行を進めるため、葛城市立中学校における部活動の在り方検討委員会を立ち上げまして、現在、検討を進めております。

検討委員会の委員でございますけれども、本市の教育委員、体育協会代表、スポーツクラブ葛城代表、文化協会代表、新庄・白鳳両中学校長及び教員、各中学校保護者代表、県教育委員会の12名から委員になっていただいております。

1 ページをお願いいたします。制度設計の流れでございます。

まず最初にニーズの把握ということで、現在、本市が取り組んでいるところになります。

次に、運営団体実施主体の整備を行い、その後指導者の確保や、運営方針、活動内容を決し、最後に、生徒保護者、地域住民の方へ周知を行っていく予定でございます。

次に、スケジュールでございます。第1回目の会議を6月14日に開催し、こちらでは各団体、文化協会、体育協会などから登録クラブの登録者数等、現状報告をいただいております。また、中学校からは、現在設置の部活動の入部人数等の現状報告をいただいております。

第2回目の会議は先週の9月6日に開催したところでございます。ニーズ把握のため児童生徒、保護者、先生方に行いましたアンケート結果の報告と、今後の取組としまして、運営団体、実施主体の整備と指導者の確保、人材バンクの登録等を進めていくことを確認しております。

第3回目の会議は12月を予定しておりまして、実施クラブの検討を行っていき、最終右下の令和8年9月からの地域移行を目指しております。

続きまして、2 ページをお願いいたします。アンケート結果の概要についてご説明いたします。

調査は、本市の教職員、小学校4年生から6年生の児童生徒及びその保護者に対し、7月に実施いたしました。教職員は小学校119名、中学校77名、計196名、児童生徒は小学校の4年生から6年生が1,083名、中学校1、2年生が626名の計1,709名、小学校の4年生から6年生の保護者384名、中学校の1、2年生の保護者316名、計700名から回答をいただいております。

(1) 部活動の所属や入部に関する意識等では、小学生が入部したいと考えている部活動については、運動部ではバトミントン部、文化部では美術、絵画部が多くなっております。地域クラブのコーラス部、相撲部についても入部希望があり、既存の部活動にないダンス部やドッジボール部について一定のニーズがあることが分かりました。

続きまして、(2) の部活動の目的や活動に関する意識等では、放課後や休日の部活動において、体力や技術の向上よりも、友達と楽しく活動することが大切であると考えている児童生徒、保護者が多いことが分かりました。また、現状週5日で行われている部活動が多い中で、週当たりの活動日数の希望についての小学生の回答は3日から4日が最多で、1から2日が次に多くなっております。この辺りのニーズを踏まえた上で、活動内容や活動日数の設定をしていく必要があります。

続きまして、3 ページをお願いいたします。(3) の休日の地域移行に関する意識等では、どのような指導者がよいかという質問に対して保護者から、専門的な技能や知識、資格を持った指導者と答えられており、専門性のある指導を受けさせたいと考えている方が多いことが分かりました。一方、不安な点として、中学生は学校の先生以外の人が指導者になること

という回答が多く、日頃から関わりのある学校の先生が指導者であれば安心して活動ができると考えている生徒が多いことが分かりました。また、保護者については、送迎や費用の面で不安を感じている方が多い結果になりました。

(4)、教員の意識では、中学校の教員で業務内容よりも時間面で負担を感じている教員が多くおられました。また、課題については、指導者の確保やトラブル時への責任の所在となっており、指導者の確保は急務ではありますが、同時にトラブルへの対応についても体制づくりの中でしっかり考えていく必要があります。教員は兼業、兼職の許可を得れば休日指導が可能で、指導に関わりたいと回答された教員は小学校で4.2%、中学校で9.1%と低い数値となっておりますが、小学校で約18%、中学校で約30%の教員が、指導に関わるかどうか悩んでいると回答していることから、今後の体制づくりや課題解決を図ることで教員の指導への参加が見込まれます。

4 ページ以降はアンケート結果の詳細でございます。また後ほどご覧いただければと思います。

最後 2 枚につきましては、保護者等に発信している葛城市部活動改革だよりの第 1 号、第 2 号を参考に掲載させていただいております。

以上、説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいまご説明いただきました件について、ご質問ございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 働き方改革の中で、学校の先生も非常にその部活動に対する負担が大きい。私も、中学、高校、陸上競技をやっておりました。指導者によってその選手が伸びるか伸びないかと、指導者にかかっているというふうに思います。ここに書いておられますように、ちょっと不安材料として、3 ページのところにも書いてますけども、普段、部活動の中で指導をしていただいている先生、土日についてはその先生の関与ができないということです。スポーツクラブ等でということなんですけども、私これってあり得ない、立場変わるとあり得ないなというふうな気がします。1 つの方法としては、これここに書いてますように、普段指導いただいている先生以外の指導を受けるということになると、指導者間でやっぱり方針、やり方、指導の仕方が違ってくるということも考えると、非常に難しいな、混乱しちゃうなというふうな気がします。そこで、前にもちょっと教育長にもご相談したんですけど、これ土日、休日は、例えばですよ、その競技から離れて基礎体力をつくるトレーニングの日に充てて、トレーナー的な人がそのトレーナー室といいますか、そういうジムを造って、そこで競技に合った基礎体力をつくる、バーベルとか、そういう指導者を専門的に雇って、基礎体力をつかって、競技は平日の部活動といったような方法も私はあんの違うかなと。ここにはそういうことは全然出てないし、議論の中で恐らく出てないと思うんです。そういうようなこともご検討いただけたらなと。ヒアリングの中で、こういうご提案もいただいて、いやそれは駄目でしょうと、現場でそういう声が出ると、私はもうどちらでもいいですけど。1 つの方法としてあるんじゃないかなというふうに感じますんで、ご検討いただけたらと思います。

藤井本委員長 答弁もらう。ちょっとアンケートとは離れてるね。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本でございます。

今のお話を聞かせていただいて、また現場の先生方とかの意見も聞かせていただいた中で、そういうことが可能なのか、また検討していこうと思います。

藤井本委員長 よろしいですか。ほかにないですか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくをお願いします。教育長も一緒に視察行って、大体のこと分かってる。葛城市では子どもが多くて、部活動はある程度成り立ってると思うんですけど、このアンケートの中ではやっぱり先生方の負担もあるのかなという数字が出てると思うんです。そこを軽減するためにもこの作業というのは大事かと思うんですけど、あんまり僕ビジョン沸かないんですよ、これ。これ、いつぐらいに大体この種目はこうなってみたいなものは、ここに書いてあるのは、言うたら来年2月ぐらいになるんですかね。今、検討されていってると思うんですけども、個別具体にもうちょっと見えへんかったら、あんまりよく分かんない。例えば、土日の試合とかはどうすんのかという話になってくると思うんです。その辺の具体というのは来年の2月ぐらいまでにしか出ない感じですかね。12月で出る。その辺、ちょっとスケジュール的なものをお聞かせ願いたいと思います。

藤井本委員長 教育長。

榎本教育長 ありがとうございます。スケジュール的なことということでございますけれども、今2回の検討委員会立ち上げさせていただいて、本当にいろんな意見が出てきております。先ほど増田委員から言われたような話も含め、どのようにこの部活動改革をしていくのかというのが、なかなか結論があるようでないというところがありますので、制度設計を本当にしっかりしたいというふうには今、考えているところです。

そういう意味で、今の時点でいつ頃できるかということでございますけれども、少なくとも来年の9月頃には、子どもたちが今度中学校へ入ってする子どもたちの部活動に支障が出てきますので、その頃にはきちんとした制度をしっかりと周知しないといけないというふうには思っています。そういった中で逆算をして、おおむねどこで話ができるのかというのは、今後、協議会、委員会を議論させていただく中で決めていきたいというふうに思っていますので、ちょっと今の段階ではこのスケジュール感で進めていく予定はあるんですけども、いつ頃その中身の細かいところまで公表できるかというところについては、ちょっと現時点では答えにくいというところでございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 ほかの委員はちょっと分かんないですけど、僕ほんまイメージ沸かないんですよ、これ。ちょっとほんで、急いでやるものではないと思うんですけど、期限は決まってるという話なんで、分かる範囲でいいんで、ちょっと報告等、この委員会で小まめに教えてもうたら助かると思います。これ、ほんまよく分かってないんですよ。内容は分かってるんですけども、できんのかと思ってます。その辺の心配があるんで、できればちょっと知らせていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、3番、部活動に関する事項については以上といたします。

ここで暫時休憩をいたします。お昼の休みをいたします。再開を午後2時から再開いたします。

休 憩 午後0時22分

再 開 午後2時00分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

最後に、4番、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告に関する事項についてを議題といたします。

社会福祉協議会の事業の状況について、理事者より報告をお願いいたします。

中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

今回の委員会につきましては、葛城市社会福祉協議会の事業改善計画に基づきまして、まずは指定管理事業につきましては現在の実施状況につきましては報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

それでは、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告ということで、福祉総合ステーションの施設利用者数並びに事業収入等について、現在までの状況を数値でご報告をさせていただきたいと思います。お手元の葛城市社会福祉協議会事業報告の資料をご覧くださいと思います。こちらに福祉総合ステーション指定管理事業関係の実績を示しております。それぞれ令和5年度の月別の実績と令和6年度の7月分までの実績を示したものとなっておりますが、前年度の比較というところにおきまして、それぞれの年度の4月分から7月分の4か月分の比較というところで数字のほうを説明させていただきたいと思います。

それでは、各施設利用者数一覧表から説明させていただきます。

まず全体の入館者数ですが、令和5年度3万38人、これ右端の4か月合計の数字でございます。に対しまして、令和6年度は3万7,440人となっております、24.6%の増というところとなっております。

次にプールの利用者数ですが、令和5年度、4か月分、全て4か月分となっております。1万1,264人に対しまして、令和6年度は1万3,269人となっており、17.8%の増となっております。

続きましてお風呂の利用者数ですが、令和5年度1万591人に対しまして、令和6年度は1万4,942人となっており41.1%の大幅な増となっております。

次にパターゴルフの利用者数でございますが、令和5年度は92人に対しまして、令和6年度140人となっておりまして、こちらも数少ないんですけども、52.2%の増となっております。

次に卓球の利用者数ですが、令和５年度1,653人に対しまして、令和６年度は2,566人になっており、こちらも55.2%の大幅な増となっております。

次にカラオケの利用者数ですが、令和５年度18人に対しまして、令和６年度はもう既に104人となっております、パーセンテージとしましては477.8と、人数少ないですけど大幅増というところになっておるところでございます。

続きまして、下の各指定管理事業関係収入一覧から、こちらも同じ４か月分の合計について説明させていただきます。各施設利用料収入というところで、こちらは主にお風呂でありますとかプール等の施設利用料となりますけども、令和５年度378万8,110円に対しまして、令和６年度は531万1,400円となっております、40.2%の増となっております。

次に教室利用料収入というところで、こちらは主に水泳教室の利用料となりますけども、令和５年度419万2,180円に対しまして、令和６年度は433万4,420円と、こちらは3.4%の増ということで、ほぼ一緒となっているところでございます。

次に食堂収入ですが、こちらは令和５年度464万3,878円に対しまして、令和６年度は654万1,120円となっております、40.9%の増となっております。

次にその他というところで、これは自動販売機の売上げですとか職員駐車場代となるんですけども、令和５年度28万9,782円に対しまして、令和６年度は36万8,299円となっております、27.1%の増となっております。今、数字のほう見ていただきましたが、現在、福祉総合ステーション指定管理事業におけるほぼ全ての項目において前年を上回っております、今のところ順調に回復傾向にあるものというところで理解していただけたらと思います。

以上、報告のほうを終わります。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明いただきました件につきまして、何か質問ございませんでしょうか。

坂本委員。

坂本委員 よろしくお願ひします。この表を見る限り、もう明らかに利用人数が増えたら収入も増えるということで、見る限りすぐ分かりますけども、これ大きく増えた、何かしはったんですか。それをちょっとお聞きしたい。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

まず１つは、やはりコロナからの完全復活といいますか、やはり５年度につきましては、特に年度初めのほうはまだコロナの影響があったかと思います。その辺で全体的に数字が上がったというのはあるんですけども、やはり今、議会のほうで取り上げていただいたこの改善計画というところでも、やはりこの辺で意識づけができてきた分が反映されたところも出てきてるのかなと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ということは、５年度はコロナの影響で少なかった。６年度は増えたけれども、これが普通やというようなことなんでしょうか。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの質問でございますけど、令和元年度が一番コロナの影響がないときでございまして、そのときと比べますと、まだややそこまでは回復はしてないんですけども、本当に順調に戻りつつありまして、この6年度自体、トータルこれ見てみないと分からないんですけども、この調子でいきましたら6年度はほぼほぼコロナ前と同じ数字以上ぐらいにはなってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 今の課長の答弁では、コロナ前に戻るというお話でした。私は、コロナ前以上に増やしていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 日々、努力されて、今、数値で出てきた、徐々に徐々に戻りつつあるというお話なんですけども、コロナ前、これ昨年と比べての数字なんで、言い方悪いですよ、言い方悪いけど、それはよくなるでしょう、そういう努力されてるんだからと。コロナ前というか、目標値が前の委員会でもコロナ前までは戻したいとおっしゃってたから、そこと比較していきたいと思うんです。前年度比較は上がっていても、それは努力されてるたまものやと思うんですけども、ちょっとそれを目標というか出していただかないと、あんまりちょっとこれ見て、やっていただいているのは分かるんですけども、先ほど答弁ではまだコロナ前には戻りそうだというお話やったんですけども、次はそれ示していただきたいのと、ちょっと今、微妙に答弁薄かったんですけども、やっぱりこう変わったじゃないですか、体制が。ほんで、努力していきますという今、話になって、努力を今、僕らに示していただいているんですけど、もうちょっと具体的に、こうやったから、私はこうやっていきますから、コロナ前の数字に、普通にやればコロナ前の数字に戻りますねんみたいな言われ方、聞こえ方したからね。じゃなくて、今、努力されてるじゃないですか、いろいろ。人員体制とか、何かのぼりでしたっけ、とか付けられたりしているわけじゃないですか。それを我々聞きたいんです。SNSであったり、前、僕言ったみたいに、食堂とかだけでもやったらとかいろいろ提案した、そういうのがどんな反映されてますかとお聞きしたいんで、ちょっとそこもうちょっと具体的に、先ほどやったら、頑張ってますぐらいで終わってるんで、せっかくやられてるんやったらもうちょっとちゃんと発表したほうがええような気がしますんで、お願いします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。

今の杉本委員の頑張っている内容というところですけども、1つこれが直接どれだけ数字につながっているかというところはなかなか難しいところはあるんですけども、この4月から葛城市職員が出向という形で局長と次長で行っていただきまして、まずいろんなこちらでも話は聞いとるんですけども、やはり一番まず心がけというか取り組んだのが、職員の意識改革というようなところが一番メインになってきてるのかなと。例えば、今まできっちりできていなかった、これはもう本当に通常のことですけども、朝礼であるとか終礼であると

か、幹部会議であるとか、そういうのを定例にして、常にみんなで情報共有といいますか、いろんなことが話し合えるような体制に持っていていっているところ。あと、例えば事務処理等々では、市役所の実例を1つ挙げますと、契約管理シートというようなところを社協のほうで採用して、1つ市役所でいい取組といいますか、やってることを社協でも取り上げて、みんなで意識の共有を上げていくというような形で進めておるところでございます。

また、目に見えるところですけども、1つちょっとおっしゃっていただいたように、のぼり旗、こちらはこの社協にどういうことをやってるのかということをもっと皆さんに分かっていただくところの中で、入るところに食堂の分とかプールの分とかいうような、ここでこういうのをやってますよというようなのぼり旗を上げさせていただいたり、またちょっと見ていただいた方はお分かりかもわかりませんけども、お風呂のアピールというところで、よく温泉施設である日よけ旗というんですかね、ゆうあいの湯というところとここで掲げさせていただきまして、ここにお風呂があるんだよというようなところもアピールさせていただき、また館内に入った中においては、例えばどこに何が分かるかということをもう一回見直して、動線が分かりにくい部分はもうちょっと周知を増やしたりとかというところと、まずできるところから改善していっているというような、ちょっと一例を挙げさせていただきますと、そういう内容というところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 やっていただいていることは、リピーターが増えたというイメージなんかと思うんです。

その人の対応であったり中身のことにしましては、リピーターの方が増えたんかなと、また来ようと思う施策なんかと思うんですけども、その今まで来られなかった方、そののぼりとかそうなるかと思うんですけども、前も言ったみたいにやっぱりそのネットを使ったり、今まで来られなかった方ターゲットにした、今、だって新規の方が来られている理由というのはあまり見当たらんじゃないですか。それで増えてるんやったら、理由なき増はもう理由なき減るから、そういう明確な施策というか方策を取っていただいて、今、多分やられてることって、気持ちいい施設やからもう一回来ようというのはそこで充実していくと思うんですけども、やっぱり葛城市内でこんなすばらしい施設ありますよという通知をもうちょっと力入れていただきたいなと、個人的には思っております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 いろいろと努力をしていただいている、対策を講じていただいている。当然、出向をしていただいて新たな体制で臨んでいただいているんで、いろんな取組をやっていただくというのは当然かなと思います。それがまだすぐに結果として、これから出てくるであろうと、こういうふうに期待をするところでございますけれども、ちょっと私分からは、2人の方が出向されてます。今、山岡課長のほうから議会での報告なり説明をいただいているんですけども、どういう立場といいますか、局長なり、2人行っていただいている、その定期的な会議、

コミュニケーション、ヒアリング等やってんねんと、進捗のご報告があんねんとか、そういう交流というんですか、あるんですかね、コミュニケーションというのは。

藤井本委員長 副市長。

東 副市長 東でございます。ただいまの増田委員のご質問にお答えしたいと思います。

今、言ってもらった職員2人ですけども、この春から行ってもらって、毎月、月初に私とお話しする機会、1時間ほどですかね、毎月私とお話をさせていただいて、状況であったり、こういう資料も持ってきてもらいながら、どういうふうな状況かというのを逐次報告してもらっておるというような状況でございます。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。非常にそのところ大事やと思いますし、副市長のほうからも、議会でいろいろご意見賜った部分については、しっかりとまたご協議いただくようお願い申し上げます。

藤井本委員長 よろしいか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 収入が上がってるというのはすごくうれしいことなんですけれども、収入が上がるということは一応忙しくなってるということだと思うんですが、そこで支出の分で、それに伴った人員を増やしたりとか、そういうことっていうのはあるのかということをお聞かせいただきたいのと、今、副市長が月初めには報告受けてるというお話があったんですけども、具体的なことはちょっといろいろあると思うんですが、副市長から見てこの収入が上がったということに関して、何かその報告の中に、こういうことをやってもらってるから上がってるんやなというのがあれば、ちょっと教えていただきたいです。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いします。

先ほどの人員配置的なところなんですけども、やはり売上げがいろいろ上がってくるということは、それだけ手間もかかるということですとか、人の手も必要というところで、そこも含めて人員の配置、これで今までよかったのかというところを事業を見て確認しながら、例えばこういう配置にしたらいんじゃないかというような工夫はされているようです。あと、事業的なところで言いましたらアルバイトを追加で雇われたとかいうようなところはお聞きしているようなところで、今の状況に応じた人員配置というのを考えながら進めてもらってるというところで聞いております。

以上でございます。

藤井本委員長 副市長。

東 副市長 柴田副委員長のご質問にお答えをしたいと思います。増の理由ということでございますけども、先ほど山岡課長のほうから言ってもらったものもあります。そして、杉本委員もおっしゃってもらっておりましたそのSNSの使い方という部分で、そういう指示もしておるところでございます、やっぱり魅力ある場所であるというのが第一前提、また行ってみたい

と思わせるようなそういう工夫、そんなんをしないとやはりあかんという話は常日頃からしておいて、行ってる2人も、局長も次長も、一生懸命それらを考えて毎日のその業務に携わってもらっておるのが現状でございます。

先ほど申ししておりましたそののぼり旗、またのれん等、本当に今までにない社会福祉協議会ゆうあいステーションというのは、通ってもらったら分かると思うんですけど、またぜひとも議員の皆さん言ってもらったら分かると思いますんで、一目見てももらったらと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 アルバイトも追加されてるということなんですけれども、それもまたちょっと精査していただいて、本当にその人が必要なのかどうかということも、やっぱり収入の面だけじゃなくて質もなるべく効率的にしていただけるようお願いしておきます。

副市長から今伺って、確かに私も結構行くんですけども、変化というのが何となく伝わってくるようになってきましたし、あとSNSも私もフォローしておりまして、いろんな食堂の美味しいものを載せていらっしゃったりとか、いろいろバラエティーに富んで載せていただいているのがすごく分かっておりますので、また継続してやっていっていただきたいと思います。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 委員長、確認なんですけど、委員会の報告はこれだけですか。事業報告、これだけでということよろしいですか。

藤井本委員長 この社会福祉協議会の。

梨本委員 そうです。

藤井本委員長 委員会では、指定管理をしている部分についての報告をしていただくと。

梨本委員 分かりました。

藤井本委員長 ただ、全般として社会福祉課の報告やから、これ以外の細かいところは入らず、全体としての話であれば受けたいと思います。

梨本委員 私、確認したのは、報告としてはこれだけかということです。

藤井本委員長 そうです。

梨本委員 結構です。先だって私は、一般質問の席でもいろんなことをお伝えさせていただきました。特に隠蔽とか改ざん、こういった不正とか膿は私は出しきらんとあかんということを一般質問でお伝えしました。また、組織風土としてちゃんと報告が上がってくる、これが大事だということもお伝えしたと思います。

ちょっと1つ確認させてください。葛城市社会福祉協議会の放課後デイサービス事業で不正な受給があり、県に1,000万円以上の補助金が返還されなければならない、こういう情報が私の耳に入ってるんですよ。既にこれは市長にも報告されている。先ほど副市長、月初に報告あったんですよ。今日この委員会で何で報告ないんですか。これ事実ですか。まず、事実かどうか確認させてください。その後に、このことに対してなぜ今報告がないか。事実

じゃなかったら、これ私が聞いた情報がもしかするとガセか、それだったらいいんですよ。でも、これ不正受給ですよ。1,000万円以上の補助金返還という話聞いてるんですよ。これちょっと聞かせてください。もしあれでしたら、これ議会のほうに委員長、聞かれていますか。議長、聞かれていますか。こんな大事な報告を今日のこの委員会で全く触れずに、まず事実かどうか先、確認させてください。

藤井本委員長 今の内容については受けたいと思いますので、ご答弁ください。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いします。

ただいまの梨本委員のご質問ですけれども、障害福祉サービス事業者等に対する運営指導というところで、県のほうでその障害福祉サービス事業所の運営の監査といたしますか、そういうのが以前に入ってまして、そこで指摘をいろいろ受けているというところは我々も確認を取っております。ただ、私、社会福祉課といたしましては、特にその内容の細かい部分についてまだきっちりと精査が済んでないというところの中で、まだきっちとした報告のほうは受けてないというような状況でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 私の聞き間違いか分からない、質問は放課後デイとおっしゃったね。こちらは障害福祉サービス、一緒か、放課後デイというのは。

梨本委員 原課として、担当課としては、私そうやと思うんですよ。でもここに、社協の会長と常務理事座ってはないじゃないですか。だから、私、市長に聞いてるんですよ。市長として社協の会長として聞かしたんですかと、事実なんですかと聞いてるんですよ。聞いてて何で報告がないんですかということを知っているわけですよ。当然、議長は社協の理事だと思います。理事会開かれましたか。まだ多分理事会も開かれてないし、私も幹事の立場で聞いてないですよ。何で外から情報入ってくるんですか。これ、私の議員活動としての情報で入ってきてる情報ですよ。だから、市長、答弁してください。市長に答弁を求めます。

藤井本委員長 まず、課長がそういう指摘を受けてるという発言がさっきありましたやんか。そこから。

市長。

阿古市長 これは市長としての答弁させていただいてよろしいんですね、ここでは。今の報告は受けております。担当課のほうからも受けております。ですので、その事実については監査があったということは理解しております。ただ、その内容につきましては理事会等でもまだ発表しておりません。これからでございますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 先週末、埼玉県で同じ事例が起きてます。放課後デイサービスで3,000万円の不正受給があった。それで、障害通所支援事業所としての指定を取り消されてます。今回、これ附帯決議付けて報告をちゃんとしようと、この葛城市の社会福祉協議会としてちゃんと経営ができてんのかというところを、この委員会に報告してもらってるんですよ。この1,000万円の補助金返還は経営に影響ないんですか。市長は、今、理事会に報告してからやとおっしゃいましたけれども、これ、もしかすると私、分かりませんよ、この内容は。全くそのどういう

経緯があつて、どういうことがあつて、悪質なんかそうでないのかも分かりません。でも、まずはこれ、もしかすると利用されてる方にも影響を及ぼす可能性あるじゃないですか。何で情報公開しないんですか。ちゃんとそういうことを発表されないんですか。報告されないんですか。これ、隠蔽じゃないですか。私ずっと言ってるじゃないですか。ちゃんと報告すべきことをしてくださいと。隠蔽と捉えられるようなことはやめましょうよと。何で今日の委員会で報告ないのか、私はもう強く抗議します、これ。

藤井本委員長 これ、指摘をまず受けたのは、指摘を受けたというのが山岡課長のほうからあったんでしょう、県の監査か何かで、県とおっしゃったかな、それで指摘を受けてるということは今、発表していただきました。ただ、市長の話によると、理事会で発表して確定をしてから発表すんねんと。どうなんですか、指摘を受けて、今どういう段階なのか。質問されてる梨本委員からあるように、これがほんまなのかどうなのかという、理事会で発表してないということやけども、まずいつ指摘を受けてぐらひはちょっと課長お答えください。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願いします。

この指導監査がありましたのは、6月11日に社会福祉協議会のほうで実施されたものでございます。事務処理の細かい部分というところとちょっと語弊あるんですけども、いろんな書類の指摘等を受けて、細かい部分でちょっと担当でないと分からない部分等もあると思うんですけども、そこでいろいろ指摘を受けまして、最終こういう指摘があったよというところではいただいたのが、8月になってからこういう指摘があったというところではいただいております。ただ、その金額であるとかそういうことじゃなくて、社協のこの事業の実施の中でこういう部分が発見されたというようなところの内容で、こちらのほうにも連絡は来てるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 これを精査して、市長はいつ理事会にかけて、いつ議会等に報告をしようという予定なんでしょう。

副市長。

東 副市長 ただいまの件でございますけれども、もし理事会を開くとなれば、また理事会でもちゃんとご報告をさせていただけるのが本当かなというふうに思いますし、また額の確定もまだしておらないというような、まだ最終の額の確定もしておりませんので、その辺はちょっと今、課長言うように、もうちょっと時間を置いていただきたいというふうに思いますので、今しばらくお待ちいただけたら、報告はきちんとさせていただく、そういうふうに思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 僕もちろんこれ初めて聞いたんですけど、ちょっと1個だけ気になるのが、我々議会、これ指定管理の福祉ステーションのしていることなんで、ちょっとどういうルールか分からないですけども、理事会で言わんと何で議会に言えないんかがあんまり分からないんですね。別に議会に来て議長と副議長に聞いてもらったら。議長、聞いてないですね。僕も聞いてな

いですよ。議長こんな話ありますねんと、でもこういう段取りで理事会やりまして、ここで発表させてもらいますから、ご安心あれでええような気がするんですよ。ただ、何で理事会で言わな、普通の出来事だったらいいと思いますよ。こういう出来事があったときに、何で理事会に発表せな議会に言えないのか、ちょっとそこの辺の明確な理由というか、ルールがあるのかな。ちょっと僕そこが分かんないんですよ。どっちが偉いとか偉くないじゃなくて、どっちが面倒くさいかいうたら議会のほうが面倒くさいような気がするんですよ。やっぱり耳に入れとこうと、俺やったらなと思うんです。ある程度決まったらね。だって今の段でももう出ちゃってるわけじゃないですか。こんなん、めっちゃ面倒くさいですよん。僕やったら、やらへんのやったら知らんけど、僕やったらそうしますよ。だって面倒くさいですもん。でも、それはルールがあって、こういうルールでやりますねんやったらしゃあないんですけど、そんなルールあるんですかね。決まってんねんやったらしゃあないと思いますよ。

藤井本委員長 市長。

阿古市長 以前にも申し上げましたが、社会福祉法人というのは別団体でございます。ですので、運営等に関しましても、そちらのほうの理事会が権限を持っております。まず権限を持っておられるところの理事会で話があって、それでその場所で承認をいただいて初めて外部に出てくる問題でございます。これはもう社会的なルールでございますので、そのルール以上のことはできないと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 そうなんですよ。でも、その理論で言ったら、僕らが理事者からその話を聞いたら、へえそうなんこんな話になるんですけど、もう外部へ出てもうてるじゃないですか。それはどういう意味なんですかね。それが僕は統制としてはおかしいというか、理論が通じひんくなるんですよ。それを分からないというのは、どうですかね、皆さん……。

(発言する者あり)

杉本委員 と思うんです。それは僕が、この段で今、耳に入った時点でそのルールが適用されないんですよ。分かりますかね、意味。やっぱり僕も一応議員として生きてる人間ですから、そこはちょっと引かれへんところが若干ありまして、それは梨本委員が知ってたのがええか悪いとかじゃないですよ。ただ、僕はそれやったら、もうその判明した時点で議会に発表、この委員会の前で発表したんでいいと思うんですけど、議長、副議長なりにどういう判断させてもらったらよろしいでしょうとって協議会で委員長に諮ってもらうとかでもいいと思うんですけども、ちょっとその辺があんまり納得できないんですけど、間に入れておきましたんで続きはどうぞ。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 今、市長のほうから、別団体のことやから、これは先にそっちの理事会にかけやなあかん。でも、以前の改善計画、これ先、議会かけてますよね。先に議会のほうできちっと改善計画書は報告してから、その後ですよ、理事会やったのは。つじつま合っていないんですよ、お

っしゃっていること。要求したと、今も要求してるじゃないですか、だから。何でそういうことが出てこないんですかということを書いてますよ。また、今、犯人探しみたいなことをするみたいなことをおっしゃってますけれども、これ兵庫県と一緒にじゃないですか。そういった議員活動に対してそういう情報を収集できるような、私はルートを持ってるというか、そういうことがあったということで事実を確認しただけのことです。それに対して、事実かどうかということ、今、事実だと認めていらっしゃるのであれば、いやそこで、よく分かりません、調査させてくださいとおっしゃるんだったら分かりますよ。でも、おっしゃったじゃないですか。ということは分かってるわけでしょう。何で、こんだけ予算特別委員会から厚生文教常任委員会も含めて、社協の経営についてずっとやってるわけじゃないですか。その重要な情報がこの場に出てこないんですか。私は、だからそういう隠蔽体質があかんということを書きながら書いてるわけですよ。私がちょっと言いたいことは以上です。

藤井本委員長 市長。

阿古市長 もう一度申し上げます。社会福祉法人は別団体でございます。そして、その決定権は理事会が持っております。ですので、理事会で公表されてないものを外部に出るということは本来あってはいけないことやと思います。ですので、理事会で報告を受け、その中でどのような対応をするのかということが決まった時点でご報告させていただけると考えております。委員がおっしゃいましたように、なぜ外部に出たのかというのは、これは大きな統制の問題でございますので、不安を与えることになりますので、その辺につきましては調査をさせていただきたいと存じます。ご心配いただいておりますけれども、取消しとかそういう類いのものではございませんので、今現状も運営をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 これねえ、こういう話になると、ちょっとやっぱ言いえない。市長がおっしゃるように、私は理事会にまず報告をして、それで議会に報告するという、その順番は間違っていないと思います。しかし、社会福祉協議会の事業報告という経営改善計画を出されてそれで報告を受けてる中で、何も全く知らないねんと。こういう事態がありましたけれども、これについては今ただいま精査中で、これは理事会で報告をしてから議会にも報告させてもらいたい事案がございますというぐらいは、私もあってしかりかなというふうに思います。でないと、今のような、一部の議員のところだけに情報が行って、それは市長が今おっしゃったように、私は調べますとおっしゃったけれども、調べなければならぬと思います。その金額が本当なのかどうなのかとかいう問題も出てきますし、これは問題やと思いますよ。でも、ここは市長が社会福祉協議会の会長をされてるという中で、全く何も、議長も知らない、副議長も知らない、所管の委員長の私も知らない、ということになると、何も普通の中でのただの報告じゃないじゃないですか。議会から求めた社会福祉協議会の経営改革をやっていただくと、立派にやっただけで、ええところはお説明をいただいているけれども、こういうこともありましたと。具体的には言わなくても、おっしゃる通りに理事会にかけてから言ったらええけど、何で言っていないのかというのは、私もちょっと残念に思っておるところです。

ほかに。

杉本委員。

杉本委員 一旦市長のおっしゃることを整理したら、その理事会で発表されてないことは、ほかには原則はもう漏らさない、漏らさないというか漏れないということですよね、理事会で言わなければ。だから、今の段では市長の中では、会長の立場ですね。理事会でまだ言ってないから、議会にもまだ言うべきではない。それが外に出てる情報がいかんということですよね。ここまでオーケーですか。これは先ほども聞きましたけど、その理事会で、どこにルールにあるんですか、理事会で発表、それ誰が決めてんのかよく分かんないです。ほんでもう一つ、理事会で発表できないことは議会にも言えないというのは1個の筋としては理解できるんですけども、やったら、もっと早く処理できなかったんかなと思うんです。6月11日ですよ。今、9月9日。その前にもっと段取りよく議会にも早く言わなアカンから、面倒くさいからこれ早く理事会開くというふうな、そういう動きはなかったんですかね。今からですよ。だって理事会まだ決まってないでしょう、日程。ということは、早くても9月末ぐらいですかね。3か月ちょいかかっているわけじゃないですか。それは、3か月ちょいその何かあったときに、議会に耳に入れるのが3か月ちょいやったら、そら言われますよ。我々も言わざるを得ないんで、その辺のちょっと認識だけお願いできますか。

藤井本委員長 その日程的なところ、さっきも、6月に監査が入って、その結果報告を8月11日に受けたという、その辺も含めてもうちょっときちんとお話しください。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問でございます。県の運営指導がありましたのが6月11日、この日このときに入られて、その現場でいろいろ指摘を受けとったようなんですけども、その詳細、例えばどういう観点かというところは指摘が入ったというところだけで、まだはっきりと内容的にお伝えできるような状況ではなかったのかなというふうに思っております。その8月に、これ2日ですかね、うちのほうにこういう形で指導が入ったという指摘の内容なんですけども、こちらのほうも特に金額が出てるとかいうようなことではなく、あくまでもこういう部分で指摘をさせてもらったというところの積み上げの書類をいただいたようなところでございまして、社協のほうでどういう形でその内容の積み上げをしたのかちょっと私も分からないんですけども、金額的なところはちょっとまだまだ時間がかかるような状態であったのかなというふうな認識はしております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 そもそも補助金、これ補助金なんか、ちょっと正式な名称は私分かんないんですけど、それを県に返還しないといけないというのは、これは事実なんですか。事実ですか。それがまだ金額が確定してないとして、それってそもそも問題がある、私は不正な受給だと。不正な受給があったから返還しやんとアカンということですよね。これって、私は本当に問題違うかなと思うんですよ。不正なことがあったわけでしょう。社協、今、経営改善してるじゃな

いですか。この不正なことがあって、返還せんとあかんという問題になってるわけじゃないですか。そのことに対して、何でいち早く私は議会に対して報告がないのかなというんは、本当に不思議に思うんですよ。これ、県の監査ということは、もう正式にあればいい、内部で分かったわけ違うでしょう。外から指摘を受けたわけでしょう。ということは、もうその段階でいろいろと発覚してることもあるわけじゃないですか。理事会にかけやんかったら市長は話されへんとおっしゃるけれども、理事会の招集なんてすぐできるじゃないですか。ほったらかしにしといて、私が指摘されて、こんな理事会にも言ってないからと、こんな理屈通るんですか。理事会いつ開かんとかんなんて決まってないでしょう。副市長おっしゃったじゃないですか、毎月報告受けてると。副市長、常務理事ですよ。常務理事が、常務ですよ、常任やったか。どっちにしても、副市長、報告を受けてたら、これ議会議長なり委員長なり副議長なり、耳に入ってる、私、当然やと思いますよ。でも、別団体のことやからというふうに市長ずっとおっしゃいますけれども、別団体であっても、市長、社協の会長じゃないですか。副市長は社協の常務理事なんやから、経営のトップのワンツースがここ座ってるんですよ。そのことを言えないと、でも不正な受給があったと、そういった問題が起こったときはすぐにやっぱり議会なりもしくは理事会招集するなりされたらどうなんですか。

藤井本委員長 お答えください。こういう事態が起こってどういう段取りをしてんのかお答えください。

(発言する者あり)

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 僕は市長の言うていることは理解した上でお話しさせてもうてるんですよ。他団体であり、理事会を開かなければ議会にもよそにも行かれへん。でも、僕、つじつま合わへんのは、じゃあ何で梨本委員は知ってるのと思うじゃないですか。でも、僕やったら、もういち早くもう理事会を明日にでもやって、もう議会に言って、もう面倒くさいから早くやろうとなると思うんやけど、何でそんな動きないんですかとさっき聞いたんですよ。市長が言ってはる意味もちゃんと僕納得して、なるほどねと思いながら聞いてるんです。で、先ほど副市長も課長も人との交流というかを今、重きに入れてるというお話しされた後にこれじゃないですか。最低でも6月1日から始まって、7月の頭、8月の頭という機会があったときに、これ相談も何もなかったから手打たんかったんか、その8月までしか全然この情報が入らなかったんか。でも、8月2日に聞いただけでももう1か月以上過ぎてますから、理事会はできるんじゃないかと思うんです、金額とか内容とかは別としてね。それ何でか言ったら、最終こなくなって議会でこんなことになったら面倒くさいからと僕は思うんですけども、何でそんなもっと早くできなかったか、理由があんねやったら教えてほしいんですよ。分かります。理由がないと決めつけてるわけじゃないんですよ。何でこう早くできんかったのとお聞きしてるんですよ。

藤井本委員長 実際に分かったのは8月の初めに分かってるんでしょう。

副市長。

東 副市長 ただいまの杉本委員のご質問にお答えをしたいと思います。本当に遅れましたことには

お詫びを申し上げたいというふうに思うわけでございますけれども、ただいま社協と県のほうと詳細について今、打合せというか精査をしておるところですので、それで今さっき私申し上げたように、その金額も確定してないしという答弁をさせていただいたところなので、その辺がきっちりと出てきて初めて臨時の理事会にかけさせていただいてご報告をして、そこで確定しまして、それをもって私どもは報告をしようかなというふうに思ってたわけですが、今のところまだ県と社協との間でまだ固まってない状況で、ご報告というのはちょっと遅れたということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 金額固まってないのは分かるんですよ。不正があったのは固まってるんでしょう。不正があったのは確定してるんでしょう。だから、あと金額の交渉してるんでしょう。何で不正があった段階で報告せえへんのと聞いているんじゃないですか。副市長、それ答弁になってないですよ。

藤井本委員長 もう意見が全然やね。不正が発覚したというのは、これはもう事実なわけ、不正なんですか、それは。不正にもいろいろあって、そこらが今話を聞いていると、県とやってきちっと金額が分かってから理事会をしよう。だから理事会、県との話がいつになるか分からへんのに理事会の日程を決められへんというふうに聞こえるねんけども、こういう事態がありましたというだけで理事会というのは普通すべきではないのかなというのが、我々議会の思いなんですけど。

市長。

阿古市長 悪質ではないというのを申し上げたと思います。それをもって事業者の取消しとかそういう事態には入らないということです。ということは、事業所の認識と県の認識というのはやっぱり差があったということなんです。その対応する内容について、特に人員のところについて、認識の差があったというところでございますので、ですので悪質でないというのはそこなんです。ですから、社協のほうで、結局、県のほうから監査によって指摘を受けたということは、誤解をした形でのサービス提供をしていたということでございますので、その部分についての指摘を受けておるところでございます。ですので、どういう内容かというのは後ほどまたはっきりしました段階では説明させていただきますけども、意図的にやったものではないというのを理解されております。ですので、お互いが、お互いといいますか、特に社協のほうで県がおっしゃることとちょっと考え方といいますか、対応の仕方が若干ずれておったというところでございます。内容的には大ざっぱにはそういう内容でございます。ですので、その辺がはっきりしましたら、また理事会を招集してお話をさせていただく形になるのかなと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 私もここへ座らせてもうて、進め方が非常に難しい進め方なんです。

増田委員。

増田委員 6月に監査が入られたということで、8月に報告。私ちょっと流れ分からないんですけど

も、県は社会福祉協議会に監査に入られて、8月に社会福祉協議会に通知報告があった、もしくは葛城市に対して、こういう監査の結果こうでしたという報告があった、これどちらであったのか、ちょっとお聞きをします。

それともう一つは、ちょっと若干、市長のほうから内容についての説明ございましたけども、私、話聞いてて、障害福祉サービスで不正な受給があったという何かふわっと内容の分からんご報告だったんで、もう少し今、内容がはっきりしたらとおっしゃいましたけど、こういう問題は、発覚したらやっぱりすぐに改善をする、対策を講じるというのが当然やと思うんで、指摘を受けた、即座にこういうふうに改善しましたとか、そのぐらいの安心できるような報告をいただけたらありがたいなと思います。

藤井本委員長 市長。

阿古市長 あまり詳しくは申し上げられませんが、事業を継続してると申し上げたのはまさにそこでございます。ですので、県のほうもそれでよしという判断をいただいているということやと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 一番最初の質問でございます県の監査の結果の報告ですけども、こちらはこういう形で指導をしているという内容のところは市のほうに来ているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 でしょう。市に来てるんですよ。こういうことがありましたと、だから市の情報やと私は認識するんで、それなら市に入った情報なら、こういう場所できちっとご報告いただいたらよかったんじゃないですかということも言いたかった。

以上です。

藤井本委員長 市長、これどう考えたら、その社会福祉協議会に指導してますという情報が市に入ってるということでしょう、今の話を聞いてると。それを言えないということになってくると、やっぱり議会としては、やっぱり市に問題があれば、これは解決していきたい、ええほうに持っていきたいとみんな思うわけで。

確認のため、暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時53分

再 開 午後2時56分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 県のほうから指導のあった内容について、原文どおり読ませていただきます。いろいろ書類等の不備等はほかにもたくさんあるんですけども、今、お話しさせていただく部分が減算に関わるところの内容となります。

放課後等デイサービス指定通所支援に要する費用の額の算定に関する基準というところで、介護報酬の算定及び取扱いというところで、サービス提供職員欠如減算というような形で示

されております。

内容といたしましては、事業所に配置すべき放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員または保育士の人員が人員基準を満たしていない場合、報酬告示の規定に基づき、人員基準上必要とされる日数から1割を超えて減少した場合は、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで1割の範囲内で減少した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までのうち、減算が適用される月から3か月未満の月は所定単位数の100分の70を、減算が適用される月から連続して3か月以上の月は所定単位数の100分の50を算定することとし、既に受領した訓練等給付等の差額を返還すること。なお、改善報告に当たっては、介護給付費等返還報告書を添付することというところで、内容的には、放課後デイサービスで決まっておる人員配置というのがございます。その中で通常きっちりと人員配置はしておったんですけども、そのいわゆる曜日といたしますか、その中で利用者数が少ないときがございまして、その利用者数が少ないときに、本来でしたら人員を、少なくとも同じ人員を配置しなければならないんですけども、ちょっと少ない利用者のときに人員を対応できる人数だけで対応してしまったというようなところで、そこが本当に漏れ落ちといたしますか、それで特に問題ないだろうというところで運営しとった部分が、指摘の中で誤った運用をしてたというところで伺っておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 今のを聞いて、何かないですか。

梨本委員。

梨本委員 今の説明、ちょっと私、専門的用語が多過ぎて理解がまだ追いついてないところあるんです。ただ、金額的なところに関しては非常に大きいというふうに私は理解してるんですけども、これ何年にわたってそういうことが起こっているのか。かつ、これ利用者がいてはるわけですね。これ利用者からも料金いただけてますよね、恐らく。たしか1割とかそんなんですかね。ちょっと細かいことは分からない。利用者に対する何か影響はあるんですか。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 今の期間についてでございます。この障害福祉サービスもいろいろ制度改正等がある中で、なかなかそのときそのときの対応というのがあるんですけど、私聞いているのは令和4年の6月ぐらいからの話というふうに聞いております。あと、利用者負担に関しましては、当然、利用者負担、いらっしゃる方もいますんで、その辺の影響というのは社協のほうで現在精査しておるところなんかなというふうに思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 影響があるということでもいいんですか。影響があるかないかというところに対して、今、確認したんで。

山岡社会福祉課長 あるというふうに聞いております。

藤井本委員長 梨本委員、2回目。

梨本委員 であれば、やっぱりいち早く、問題発覚した段階でこんな公表すべき違いますか。利用

者にも影響を及ぼわけじゃないですか。市民の人に何でこれ公表しないんですか。これ議会に報告する前に、まず市民の方に報告する話違いますか、これ。これに関しては、もう手続上、本当に議会の中では事業改善計画についてやってますんで、私はそっちのほうからも非常に問題やと思うんですよ。特にこの放課後デイサービス事業、これもう事業社協の分に関しては後ほど報告があるということでしたけれども、これ毎年どんだけ赤字出てるんですか、この事業。令和5年度、令和4年度、もうここの事業、大赤字じゃないですか。人件費も相当使ってますよ。で、人数足らんかった。これ、どんな話なんですか。これについては、ちょっと本当にいち早く整理していただいて、こんなのすぐ終われる話じゃないと思うんですよ。この9月議会中でも、しっかりと調べていただいたことを再度きちっと報告していただくということをお願いしておきたいと、委員長にも申し入れたいと思います。

藤井本委員長 その、市長がさっきおっしゃった葛城市の社会福祉協議会の考え方、見解と、県と
の見解とがかみ合っていないという話をされたと思うんです。今、その話合いをされてんのや
ろうということやねけども、時間的にはだいぶかかるんですか。時間的に、今、協議をされ
てる、確定してないということは協議をされてるということなんでしょう。だから、葛城
市は葛城市の言い分として県には訴えてるということなんでしょう。県は県として指摘を
された部分に対して葛城市の言い分ということについて見解が違うということはそのいう
ことやからね。そういう話をされてる今、期間やねんと。これが金額が確定したら、理事會
も報告をして、議会に報告するというのは先ほど市長からあって、報告、社協やから、そ
ういう流れはそれで分かるけど、こういう問題ということになってきたらちょっとやっぱり考
え方違うわけで、いつになるんですか、それは、予定として。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

いつになるというところで、もう時間も経っておりますんで、もう間もなくかなというふ
うに思っております。内容的にはまずうちのほうに報告、結果としてこういう金額であった
というような報告をいただくような形になるかなと思っております。その中で報告を受けた
中で、市としてどういう形に対応するのかというようなところを社協のほうと相談させてい
ただいて、その返還についてどうするかというのを答えを出していくというような形になる
かと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 今おっしゃったその返還についてはということやけど、返還せんなんのはもう確実な
わけですね。

山岡社会福祉課長 そうですね。

藤井本委員長 そういうことやね。金額は確定してないということですね。これは今、この案を出さ
れ、問題を指摘された梨本委員からあるように、この議会中にとかいうのは無理な話なんで
すか。

山岡社会福祉課長 ちょっと社協のほうに確認しないと……。

藤井本委員長 でも、それぐらいの問題やという認識は持ってくださいね、これ。分かんない……。

山岡社会福祉課長 そうですね。ちょっと確認させていただきたいと思います。

藤井本委員長 委員会としては、この議会中にもう少し詳しく説明をいただくことを求めていると思います。委員からもあるように。

ほかにないですか。もうそういうことで。

議長。

川村議長 この問題は今回、県が市にそういった監査の結果報告をいただいたんで、今回ここで議論ができた。その中で市長が、社会福祉協議会は別団体であるので、そこはその理事会の中でやっていく。その中に議会も入ってるわけです。監査も議会から入ってます。私、これちょっと苦言です。言わせていただくと、理事会の中で全然議論はないですね。ここに教育長が入っておられます。副市長も入っておられます。3役入っておられるんですよ。この間の改善計画についても、理事会で報告は理事者のほうからはされませんでした。ですので、私は、議会でこういう議論が起こっているということの説明を私のほうからしました。誰もそれに対する反応もなく意見もなく黙ったままで終わりました。私、物すごく情けなかったです、あのとき。議会でこんな話出てるのは皆さん知っててくださいねと言うたんですよ。そんな理事会なんですよ。これ、本当に議会がなんぼぎゃあぎゃあ言うても、理事会で議論されなかったら、その組織としてはもう壊滅状態だと思います。内部統制もへったくれもないです。これ、ここから改善していかないと、理事が誰も何も言わない体質って何なんですかね。私もこれから本当に、議会もそうです、議会もこの話についてはしっかり今乗りかかっているんです。理事会もしっかりやってくださいよ。評議委員会で大暴れですわ、評議委員が。そんな不細工なことになってるんです。理事会は誰も何も言いません。もう本当、私ちょっと議事録を公開してもらわなあかんぐらい違うかなと思うほど、誰も何も言いません。これはあえて言っておきます。もっと活発な理事会をしてください。この経営に関して、ここが一番要じゃないですか。議員が入ってて、私らその理事会のうちの何分の1かなんですよ、1票は。そこで1人が言うて、1人ぎゃあぎゃあ言うてるだけなんですわ。もう本当に情けなかった。これだけ、社会福祉協議会の会長、それから常務理事、ぜひともここについては自主的に、この問題、これ報道で聞いたらどうするんですか。理事会の誰かがどこかで聞いていたら、理事会で出てくる問題なんですけど、これも議会の傍聴もされてないので、当然知らない。これ、私、本当に苦言言わせていただきます。これ、こういう体質をいち早く改善してください。ずっとそうやって赤字を、事業社協の赤字をずっと見てきたんですけど、福祉のエリアはやっぱりそういう利益を伴わないという考え方を基にずっときたんですけど、もう今もう枯渇していたら、これ経営できないじゃないですか。返還金額もどれくらいあるかということもまだ確定しない。これから今しんどい事業社協から返還していかんあかんですよ。イメージもあります。私も指定管理については一生懸命皆さんにPRして、指定管理もしっかり活性するように、ゆうあいを活性するようにというお手伝いもしっかりしてます。でも、そこの部分はよろしいやん、今日の報告で。でも、もっと理事会しっかりやっていただきたい。これだけ切に願うもんで、ちょっと意見として言わせていただきます。もうそこで理事会で決めますねん、議会関係ないですねんと言うていたら、こんなんどの議

員も承知できますか。できないと思うんです。ですから、やっぱりまず理事会しっかりやっていただいて、議会に報告していただいて、理事はしっかりやって議論してくれてはんねなという姿を見せていただかないといけませんね。これだけ切に願うもので、1つ意見として言わせていただきます。ぜひとも、大体、理事会をする頻度が少な過ぎます。物すご少ない。臨時というのは何か問題あるから臨時するんですけど、最低年4回ぐらいしてくださいよ。少ない。だから、そこもちょっと検討してこれから、これは社会福祉協議会の問題ですからここでは言いませんけれども、今回のようなこんな話、事案が上がってきて流れが逆流するようなことでは情けないじゃないですか。しっかりやっていただきたいと思いますので、これについては、しっかり報告、もうここに来ては議会に報告をしていただかないといけませんので、私、今日、ちょっとこれ余談なりますけど、委員長、この間、梨本委員がいろいろと質問なされたときに、市長が反問権と言われたから、この際ここでそのことについても言う機会、言われたらどうですかというて副市長に言いました。ああそうですねと、こんな正しいことは正しいこと、そやけど問題としては問題として、でもみんなが誤解をしないようなそういうちゃんとした報告、風通しのよい報告をいただくことを希望しますよと言ったんです。このことも含めてぜひ検討してください。お願いしたいと思います。

藤井本委員長 答えもらわんでええですか。

川村議長 意見も言えんのやったら言うてください。

藤井本委員長 副市長、議長からの要望。

東副市長。

東 副市長 川村議長の今のご意見にお答えをさせていただきたいと思います。

先だって梨本委員の一般質問の中で、社協のあれはたしか世代間交流か何かのところで、市長が代表をしているその介護事業所に対してということのくだりがあったかなというふうに思うわけでございますけれども、その部分をちょっとご説明をさせていただきますと、要は世代間交流事業といえますのは、その社会福祉協議会の福祉事業の中で福祉施設の共同事業として、市内の保育施設の子どもたちと市内の介護事業所が交流することを目的として行っておる事業であります。そして内容といたしましては、その社協が市内の保育施設に世代間交流事業を実施する旨のお知らせをいたしまして、賛同をされるそれぞれの保育施設が直接市内の事業所と連携を取りまして、日時や内容といった打合せを行いまして実施をしていくという流れになってございます。そういった中で、事業実施後につきましては、その各保育施設に対しまして、その文房具の一式であったり、そういったことを配布したりしておるところでございます。ちなみにですけれども、令和5年度につきましては、あれはたしか画用紙でしたか、画用紙とか折り紙とかスケッチブックなど、はさみや鉛筆といった文房具を配布させていただいたという経緯がございます。梨本委員から言われたその葛城市の共同募金委員会からの分配金が、そういった世代間交流を通じて特定の事業所に流れているのではないかなというような件であったかなというふうに思うわけでございますけれども、あくまでこの事業に参加をいただきましたその保育施設にお渡しをする文房具一式等に係る経費のみにそういった費用を出したと、支出をしたというものでございまして、金額にいたしまし

てあのときもお伝えしたかと思えますけども、1万円掛ける3事業所の合計3万円といった内容の回答をしたかなというふうに思います。ご協力いただいておりますその介護事業所様へ金品が交付されるといったことは一切ございませんといった説明を社協のほうからも受けておるところでございまして、あのときに出ておりました金額、分配金がたしか15万5,794円だったと思えますけれども、そのうちの3万円をその3つの事業所に支出をさせていただいたということでございます。ごめんなさい、訂正します。保育事業所に配布をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 副市長の説明でちょっと正確ではない私の説明があったんで、私は共同募金の委員会のその費用が、共同募金の歳末助け合い募金の費用がその事業に配分されてるということを言っただけですよ。事業所に行ってるなんていうことは多分言ってます。この事業に配分されてますよ、市長が社協の会長をやってて、共同募金委員会の会長もやってて、その事業所の社長をやってて、かつ保育所の園長、市長じゃないですか。じゃあ全部市長じゃないですか。こういう構図は利権の構図を生みませんか、という構図自体が私はよくないですよということを指摘したんです。ですので、そのことはよくご理解いただきたいと思います。

藤井本委員長 今ちょっと話が先へ行ってしまったんで……。

杉本委員 今のでもう解決でしょう。

藤井本委員長 はい。

杉本委員。

杉本委員 先ほど山岡課長が、県からの何か読んだじゃないですか。それを今言えんのやったら、何でもみんなに言わないのということなんです、僕が聞きたいのはね。その事の重大さ、ごめんなさいね、話戻して。僕ちょっとこれ、どうも着地納得できないんですよ。6月の段階でこの話が出てきて、8月の云々かんぬんで、おいおいおやおや大変なことになってきたぞというのが分かってきたわけじゃないですか。その県からのやつはいつ来たんですかね、こういうふうに調べてますというのは。その時点で、もうだって今、発表できたじゃないですか。ということは、その時点で聞いたときに、おやおやこれまずそうやからちょっと議会にも言っとかんと、こんなことになりそうやって俺やったら思うんですけど、なぜならなかったんですかというのは答えられますかね。ちょっと期間がその6月から始まって、山岡課長、だって最初に説明であったじゃないですか。今その密にやらしてもらってると、向こうの。つじつまが合わなくなってくるんですよ。密にやっていただいて、そんな調べ来たんや、ほんでこんな不正なことになってんねや、もしかして危ないかも、でも市長の話では理事会やるまで言えません、それは分かりましたと。でも、出てますけどみたいな。ほんで追及したら、これだけは言えますと、言えることあんのと、何だそりやってなるんですよ。じゃあ最初から言ってよみたいな。僕はそう思っちゃうんやけど、間違ってるのかな。ちょっとお願いできますか。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。ただいまの質問でございます。

本当にこの件について、その時点で分かっていた中でというところでは、本当に申し訳なかったのかなと思っております。ただ1つきっちりと全てが、まず社協のほうからの最終的な報告というところは、やはり市のほうでも受けるところが必要であったのかなというところ、金額の確定というところもあるんですけども、いろんな状況を経過としてお伝えさせていただきべきだったのか、きっちりと数字も分かって内容もはっきりした段階でお伝えすべきだったのかという点につきましては、私もいろいろ考えるべきだったのかなというふうに思っております。その点については申し訳ございませんでした。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 そう言われたら、次からお願いしますしか僕も言えないんですけど、ちょっと先ほど言ったことが全部なんです、僕は。それで、もう今日完全に何も聞かれへんのやったら納得してたんですけど、言えることあんのんかいみたいな。ほんで、それって長きにわたって見たときに、こんな言い方悪いですけども、多分これこういうことをやっちゃったらまた後で議会軽視と多分出ると思うんです。それを防ぎたいんですよね。それで、最初の市長の意見はそれでいいと思います。理事者も、それは納得できないですけども、でもやっぱり発表できる段階でこれは言えそうやなと思ったら、議長なり副議長なり委員長なりに相談してもらったらこういうことにならんかった、ここまでのことにならんかったと思うんで、ちょっとその辺はこれから考えてやっていただきたいなと思います。

以上です。

藤井本委員長 今は社会福祉協議会の事業計画に関する報告についてやっておりますので、ほかはないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 それでは、早期にということを出していただくということを申されましたので、そうということでよろしく願いをいたします。

以上で、葛城市社会福祉協議会事業計画に基づく状況報告に関する事項については、以上といたします。

審査事項は以上なんですけども、先ほど議長が言われて副市長答えられましたけども、梨本委員の一般質問の件で、福祉施設共同事業、いわゆる交流事業ですね。この件について、私もあれを聞いて確認ということで、これもやっぱりきっちりとしときたいというふうに思ってます。一般質問の中で聞いていると、利権という言葉が何度も出てる中でこの事業が出てまいります。そこをお聞きしておきたいと思うんですけども、梨本委員のおっしゃるように、共同募金のほうからお金が出ていて、それがこの交流事業のほうに回ってるやないかということです。社会福祉協議会の会長でもあり、共同募金の会長でもあって、いろいろなまた福祉施設をやられているということで、利権という言葉が出ました。これは非常にちょっとこれは市民の方に誤解を与えるものやというふうに私は認識をしております。それにしても、これについては社会福祉協議会等で決められておる要綱というものもございます。私も理事も経験させてもらって、今、監査も経験をされてるわけでございますけど

も、監査については3回かされて、この話を記憶しておりますけども、先ほどからあったように共同募金のほうからお金は出てます。お金は出てるけども、そのお金というのは社会福祉協議会のほうで文具という形で保育所でそれに出席をされた、いわゆる施設に訪問して世代間交流というのかな、された保育所に行ってるということでもあります。これは何に基づいてやってるかという、その実施要綱というものがございまして、それでやっておられるので、これについては実施要領に基づく共同募金のほうからお金が出ていて、その世代間交流で行かれた保育所のほうに文具として渡されているということで、要綱に基づいてやられているということを確認しておきたいと思いますので、ちょっと利権という言葉が使われた中での話でしたんで、ここはちょっと確認しておきたいと思います。

梨本委員。

梨本委員 委員長、その要綱というのはどういう内容になってるんですか。私ちゃんと確認できてないんで、ちょっと聞かせていただきたいんですけども、それは例えばこの事業所に対して、その事業所自体をきちっと選ぶような仕組みもそれはあるんですか。私、先ほどの話では、保育所と特定の事業者が相談されてそこでやることに決まったというふうに副市長から説明を聞いたんですけども、私が言ってるのは、利権構造がありますよと。市長がいつも利権政治からの脱却というふうにおっしゃられますんで、それやったらこういう構造もきちっと見直すべきですよという提言をしてるわけです。その中で、私は付度も働くんじゃないですかということも指摘させていただいたんです。実際、そのデイサービスセンター、その場所にどれだけの頻度でやられたか、その事業が協力をいただいているのか。例えば、ほかの事業所は別、言うてみたら2年で別のところをやってるわけですよ。にもかかわらず、同じところが2年続けて出てるというのは、私なんか気持ち悪いなと。それ以上にほかにもあるんであれば、やっぱりこれは何らかの付度なり働いてるんじゃないですか。ですから、そう疑われるんじゃないですかということも含めて一般質問はさせてもらったつもりなんです。ですので、その要綱の中で、もっと細かく、手を挙げた事業所と定期的に、市内の事業所を順番に回っているとかであれば私は理解できるんですけども、そういうところも含めて指摘をさせてもらってますんで、全く私の発言自体に私は問題はないというふうに考えております。以上です。

(発言する者あり)

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 問題あるって、今、手挙げてはるんですか。違うでしょう。ただ単にその理解を、梨本委員の一般質問はあかんと言ってるわけじゃないでしょう、別に。

藤井本委員長 誤解というか、誤解を招いたら駄目やということでお話しさせて……。

杉本委員 理解を深めるという意味ですよ。

藤井本委員長 そうです。

杉本委員 分かりました。

藤井本委員長 この要綱には、お金に関して言うてはるように、共同募金からお金が出ている、この事業に対してお金が出てるんですけども、事業助成については協力した児童施設に文具品

を提供するという事まで決められていますので、ここの認識というものをちゃんと、あの場ではその認識まで皆さん多分行ってないと思いますよね。だから、そういう認識の下でやられているということ、協力した児童施設です。だから、保育所です。保育所のほうに文具品を提供するという規定になっているので、共同募金からお金はその事業に対して出てるけども保育所に行っているというのが規定上ですので、この規定に基づいてやられたものだという事のご認識を持っていただかないと、全てに関わったはるからという意味はそれは別個置いといて、お金に関する話やから、お金はそういう流れだということが明記もされてるし、そのとおりやられておりますので、皆さんがご存じやったらそれでよかったんですよ。

梨本委員。

梨本委員 もう一回、すいません。何度も何度もしつこくて申し訳ないんですけど、その構造としてそうなるということで、例えば共同募金から児童施設に直接お金が行ってるということですよ。児童施設に行ってるんでしょう。

藤井本委員長 児童施設に文具として提供するという。

梨本委員 文具として行ってるわけでしょう。

藤井本委員長 だから、社会福祉協議会で文具を購入をされて……。

梨本委員 購入されて、行ってるわけですね。僕は、だから、ちょっと誤解のないように申しますけれども、私はこれは政治倫理に抵触するかどうかは分かりませんということは、あの場でも言ってるわけですよ。例えば、我々政治家は寄附行為禁じられてるんですよ。その中で、間接的に寄附行為にも見られるような行為ではないですかということも暗に私は感じるわけですよ。全部が同じ構造で、ここから文具がここに行ってる。でも、ここと事業をやったから、言うてみたら市長の代表取締役をやられているその施設と、そういうふうになされたからここに文具が行くわけでしょう。そしたら、これってちょっとやっぱり立ち止まって考える必要があるんじゃないですかということを申し上げてるわけですよ。ですので、私は違法であるとかそんなことは全く言ってないです。言ってないですけども、それが文具として行ったとしても、そこに例えば市長が代表取締役をやられてる会社が絡んでたら、私は気持ち悪いというふうに感じております。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 僕もお聞きしてて、そのいいか悪いかじゃなくて、これ、その色に見えませんかと聞いてはるだけなんです。それは白に見えたら、ああ白ですよとってんの、いや黒にも見えるよというのはちょっと無理があると思うんです。梨本委員の一般質問は、いやこういうのはそう見えませんかと言うてるだけで、そっからひもといてここあかんがなとってるわけじゃないんで、そこを追及と、梨本委員の一般論といいますか、全部トップが一緒やったらこういう懸念が出る可能性もありますけどどうですかという、僕はそのイメージで聞いてるんで、募金で社会福祉協議会から何か買って持ってきてるからこれがどうか悪いと言ってるわけじゃないと思うんですよ。そのケースを悪いと見えることもないですかと言うてはるだけなんで、もう以上じゃないですか。何をそんな深掘りしていくんかあんまりよく分かんないんですけど、先ほどの副市長と議長の話はそれで分かったんです。今もうその話はもう多

分水掛け論で終わっちゃいませんか。僕はその梨本委員は、そういうふうな体制というのはそういうふうに見られがちですよと、皆さん何色に見えますかと聞いてるだけやと思うんですよ。僕は白に見えるから白と思ってるけど、黒く見える人は黒く見えるんでしょう。それあかんがなという人もおるんでしょう。それはその人が追求するべきであって、もうここで話し合うことはないと思いますけどね。

藤井本委員長 市長。

阿古市長 その一般質問ありましたんで、私、確認したんですよ、本当のこと言うと。この事業所というのは、私が議員のときから実はやっております、この職に就くときに、法律的に問題ないのか、政治倫理もありましたので、条例にも抵触しないのかということを確認した状態で実は継続させていただいております。それで今、世代間交流事業につきまして確認いたしましたら、当初は今の保育所が社会福祉協議会ゆうあいステーションのほうに行かれてたそうなんです。でも、近くにうちの事業所ができたもんですから、それで近くのほうに歩いて行けるところに行きたいというところで頼まれたという実情がございます。それですので、今のおっしゃっている保育所は、多分ほかのところにもあまり行かれてないのかなと思います。というのは、歩いて行ける距離のところなんで、子どもたちの安全を考えた中で、もしくは勤務を考えた中でされているのかなと思っております。ですので、福祉事業所としては全く利益のないボランティアでさせていただいていることをごさしまして、ですから、それが抵触するのか抵触しないのかとおっしゃったら、私は全く抵触しないやろうという理解をしておりました。

それと、私の立場というのは市長の立場でもございます。この市長の立場というのは、市民の皆さん方にサービスを提供する立場でございますので、そういう意味においては全ての分野についてそういうふうな考え方であれば、いろんな影響があるのかなと思います。ですので、政治家として自分の身を清らかにするというを最大限考えてきました。ですので、私は利権政治からの脱却をやり遂げたというのは、まさにそこにあります。ですので、その人格によってそのトップになれば、それがどんなルールであっても何かが起こる可能性はあるということはもう周知の事実でございますので、ルールだけでやるというのではなく、そのなられた方の人格が全てに影響するもんだと私は認識をしております。市長というのは、ある種、権限も持っております。ですので、市民の皆さん方にいろんな影響を与えます。その影響1つについて利権が発生する可能性はゼロではございません。ですので、自分の身は自分の身で呈して、それに徹底する覚悟でないとできないと私は思って、そのような道を歩ませていただいております。ですので、それは利権構造があるなんて言われると、ちょっとそれは利権構造があるとすれば、もう全ての私の権限の中にあるもんだという認識を持っておりますので、それを利権にならないようにするというのは私の仕事でございますので、私の政治理念でございますので、そのようにやってまいりました。世代間交流の事業につきましてはそういう事業でございました。私のほうも、その場では金品の授受はないと認識はしておりましたが、確認をさせていただいたら、そのような内容でございました。

以上でございます。

藤井本委員長 じゃあ、話に出て、この所管に関する事項でございますので、また要綱もございますので、これはお話をさせていただこうということで私も思ったところで出てまいりましたし……。

梨本委員。

梨本委員 その前に、ちょっと最後ほんまに一言だけすいません。今、市長おっしゃられるのは分かります。でも、初めに頼まれたときは、市長は保育所のトップじゃないわけですよ。違うところで頼まれた。これは頼まれたでいいですよ。その後は、保育所のトップになって自分の会社に頼むのは、私はやっぱり気をつけるべきではないかなと思いますし、社協のトップもその後にされてるわけですよ。議員のときは社協のトップではないんですよ。ですから、そういうことも含めて申し上げているということだけご理解いただきたいと思います。

藤井本委員長 この件については、以上といたします。

あと1件、同じく梨本委員の一般質問の中で、私の議事の進め方についてに関するようなお話もございましたので、これについて少し私なりの話をしておきたいと思います。12月議会での水道に関する基準値以上の物質が発覚をして、令和元年度からそれが出ていて、令和5年度にそのことが発覚をしてという話の中で、市長に報告あったのかと、あれは柴田委員が質問されたのかな。そのときに担当課長が、報告をしますと、こういうお話をされました。私もこの場にいて、市長が聞こえました、そんなん初めから聞いてないやないかということらしきことをおっしゃったということで、当時の課長は報告をしてた、そこで意見ちゃんとまとめてくださいということで、私は暫時休憩を取りました。その後、担当部長のほうから、報告はしてなかったと、直近の分については報告をしてたけども、報告をしてなかったと。担当部長は、今の井邑部長がそのときにおっしゃったのは、1回目の検査で基準値以上になって、2回目の検査でそれをクリアすると、もうそれでいけるということで発表もそのようにしてたし、市長への報告もしてなかったということを上下水道部長おっしゃったわけです。ただ、この間の一般質問を聞いて、私の運営上の問題、確かにあろうかと思いますが、あの質問の中で、聞いてないと、報告をしたという課長がその訂正をすべきではないかということをおっしゃってるんですけども、私はその上司が、市長には報告してないということで部長にその答弁を求めています。しかし、課長が訂正すべきであるということをおっしゃったので、これは私はもう課長が間違ったことをおっしゃったので、部長に訂正を、もちろん手を挙げられて訂正をされてるということなので、あのときの答弁では、本来から言うと、課長が間違ってるやったら課長が訂正すべきだと、このように本会議場でおっしゃってんねんけども、これ私が部長に答えを求めた、手を挙げられたので答えを求めて訂正をされてるということなので、ここはこれも私の進め方として決して間違ったと思ってないし、部下の誤りを上司がそれを撤回するとか変更するということとはどこの社会にでもあることでございますので、ここはああいう発言じゃなくてご認識をいただきたいなというふうに思っております。

梨本委員。

梨本委員 何の指摘をされてるのか、ちょっと私分らないんですけども、私、委員長の采配、運営に問題があるなんていうことは一言も申してませんし、思ってもないです。あのときは課長が答弁をされて、それに対して市長が後ろを向かれて、そして誰に言うたんやと、誰が言うたんやというようなことをおっしゃられたと。それについて課長が黙り込んでしまって、委員長が気を遣われて、暫時休憩しますということになったわけです。ですよね。だから、それやったら、私は別に暫時休憩に入る前に、市長が手を挙げるなり部長が手を挙げるなりして、今のさっきもされてたじゃないですか、井邑部長。課長の発言に対して、間違ってます、それ間違ってますとやらはったじゃないですか。あのときやってないじゃないですか。そうじゃなくて、休憩して打合せをされて、それで部長が訂正されたんですよ。だから、僕は気持ち悪いと言ってることを言っただけのことなんで、それに関しては、通常であればその場で訂正されたらいいし、それがなくて後に休憩があって話をされた後に、部長が手を挙げて、課長が黙り込まれたということに関しては、私はそういうふうに感じたということなんで、決して委員長の運営に対して何かものを申し上げたつもりもございませんし、委員長の采配がまずかったというふうにも思っておりません。当時も多分、委員長が指名して、それから課長じゃなくて部長答えてよと、こうやったんやったらそう思われるんかもしれないけれども、恐らく井邑部長が手を挙げられて、はい井邑部長と、もう一回ビデオ確認していただいたら分かるんじゃないかなと思います。

藤井本委員長 この間の一般質問聞いて、私もビデオを確認いたしました。休憩には入ってますけども、井邑部長が手を挙げられて井邑部長が答えられてると。その後、私もかなり怒って、報告しないということは何事やということで、かなり厳しく理事者のほうに注意をしているのは事実やけども、これは捉え方1つなんですけども、課長が間違った場合は課長が訂正すべきじゃないかという、あのときの一般質問の中で、そうでないと何か圧力がかったんじゃないかというように捉えられる発言というのは梨本委員の中にございましたので、それを答えていただいた私のこの議会の運びというのは私がやってるので、そういう意味合いでやったと、そういうことで手を挙げられて部下の発言の撤回を上司がやられたということについては何ら問題ないという進行上のお話をさせていただいているわけです。

杉本委員。

杉本委員 今のお話ちょっとよう分かんないんですけど、誰も委員長が悪いもええも、何で1人で背負い込んでんのかよう分かんない。皆さん、あのとき梨本委員の一般質問でも、委員長の顔浮かんだ人いますかね。というのは、うまいことさばいて終わったじゃないですか。ただ、梨本委員はあのとき気になることあったと提案してるだけでしょう。さっきと一緒ですやん、それは。

藤井本委員長 課長が間違った発言をしたんやったら課長が答えるべきでという発言があったので、それは私は部長に答えてもらいましたということ言ってるんです。

杉本委員。

杉本委員 以上じゃないですか。別にそれで何か委員長の運営がどうとかって別にないじゃないですか。ただ単に梨本委員の意見でしょう。それが100%正しいことやったら、そらそうやかも

分からんけど、僕からしたらどっちでもええ、そんなん間違ってんやったら上司が答えようが本人が答えようがどっちでもええやんて思う人は、別にそんな運営のことなんか気にもならないんですけど、それ今、何でそんなに背負われているんですかね。もうあのときはあのときで、梨本委員、ほかに多分言いたいことあるんでしょう、そこより。はっきり言って。太字全然違うところにあると思うんで、もういいんじゃないですか、この話。

藤井本委員長 市長。

阿古市長 あのときは、課長が、いや報告してますと言ったものですから、私は後ろ向いて、俺は聞いてないよと言ったんですよ。それで休憩、委員長がさばいてくれやって、休憩取って、それで、多分、その休憩期間に委員長とうちの部長、課長と話しされたんですね。それで答弁は、課長の答弁間違ってたから、その訂正はもう部長のほうでというような話が多分できてたんやろと思うんです。それで部長が手を挙げて答弁をさせていただいたと。ですので、休憩入るときには答弁者も実は決めて、それで再開に入るのが普通なんです。よく言われるのが、これ市長やんの、それとも担当部長やんのというのまでも委員長と決めて、それで再開に入るというのが普通ですので、ですから多分、委員長がこだわられたのは、その圧力があるようなイメージを委員長があえて状況としてつくってしまったということに対してちょっと違和感を、逆に言うたらそういう言い方されたんで違和感感じたのかなと私は思ったんですけどね。ですので、答弁としては、そやから何が正しいかということに対して何ら圧力もかけとるわけはないですし、私自身はそんなやり方しませんので。ですから、もうそういう流れだったということだけでいいのかなと私は思っております。ですので、答弁者は必ず休憩入ると必ず誰がスタートするかというのは、もう事前に打合せするのがもう慣例となってるということだけお伝えしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 何か中途半端に終わってしまいまして申し訳ないことで、言いたかったのは、もう一度言いますけども、課長の間違いを部長が答えるように私は指名したと、それだけ言ってるだけで、課長の間違いは課長が答えるべきではなかったかというあのときに文言がございましたので、これは私の進め方としてそうであったということを言いたかっただけです。この辺はご理解できていただけ……。

川村議長。

川村議長 あまり一般質問の質疑と答弁の中にもう入り込まないでください。というのは、もうその一般質問の中では、議員がどんな締め方をするか、どんな表現をするかというのは自由ですので、そこにそうじゃなかったとかいう話じゃなくて、あのときは、私さっき聞き返したんは、暫時休憩、反問権ということに対しての暫時休憩をした、その背景のことだけで、ちょっと市民から、やっぱりあの休憩中にどういうことが起こったのかというような話もあったので、議会運営上ちょっとその中で、こういう市長からの反問権を訴えられたと、その反問権は質疑の整理だけであるということを申し上げたということだけで、ちょっとそこについて反論をされた市長の中で、本当はこういう内容ですということを言いたかった部分だけはちょっと言いましたけど、あくまでも答弁でもらっているんで、議員同士、委員の中の質疑

についてのことについてはもうこれ以上踏み入れてもらわないで、そこはもうその程度に
ていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 この程度にします。そのときの説明をさせていただきただけで、それでは全て終了し
ておりますので、ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

藤井本委員長 これで委員外議員の発言を終結を終結いたします。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後3時50分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 藤井本 浩